

南 丹 市
避難所運営マニュアル作成の手引き

平成25年12月

京都府 南丹市

はじめに

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、地震とともに多くの家屋が倒壊、また、その後発生した火災により多くの家屋が失われ、ピーク時には31万人もの被災者が最寄りの学校や体育館へ避難しました。

また、平成16年10月に発生した新潟県中越地震では、家屋の損壊による避難者や大規模な土砂災害による避難勧告等の発令に加え、度重なる強い余震の影響等により、ピーク時には10万人を超える被災者が避難しました。

平成23年3月11日、震度7による地震と大津波、そして原子力災害と未曾有の大災害となった東日本大震災では、岩手県、宮城県、福島県を中心に津波による家屋の流出と原発事故による避難のため、多くの被災者が長期に及ぶ避難所生活を余儀なくされました。

このように大規模な災害が発生した場合には、膨大な数の被災者に対する迅速な救援策の実施が必要になりますが、なかでも特に、住宅の損壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が困難となった被災者の方々を、速やかに避難所を開設して収容し、生命の安全の確保と安全な避難場所・生活場所の提供を確保することが非常に重要です。

この手引きは、避難所に関する基本的な考え方、避難所運営組織のあり方や活動内容の指針となるものをまとめたもので、南丹市において、避難所運営に関する対策の事前の体制づくりや地域の避難所の開設に取り組んでいただく際の手引きとして作成いたしました。

ご一読の上、避難所開設の参考としてください。

平成25年12月

南 丹 市

目 次

第1章 基本的事項

1 手引きの目的	1
2 避難所の目的	1
3 避難所の機能	2
4 対象とする避難者	4
5 大規模災害時の避難所の状況想定	6
6 関係機関の役割	6

第2章 事前対策

1 避難所の指定方針	11
2 避難所の防災拠点化	12
3 福祉避難所の指定	13
4 施設・設備等の整備	14
5 避難所の運営管理体制の整備	14
6 避難所としての施設利用	16
7 避難所における備蓄等	18
8 避難所運営組織の育成	19
9 避難所開設・運営の訓練	20
10 避難所の周知	20
11 ボランティア受入れ体制の整備	21

第3章 応急対策

1 避難所の開設	22
2 避難所の開設期間	23
3 避難所担当職員の配置と役割	23
4 避難者・避難所の情報管理	24
5 災害時要援護者への対応	26
6 水・食料・生活物資の提供	29
7 生活場所の確保	30
8 健康の確保	31
9 衛生環境の提供	32
10 広報・相談対応	33

11 ボランティアの受入れ	34
12 地域の防災拠点機能	35
13 帰宅困難者への対応	35
14 避難所の統廃合・撤収	36

第4章 地域住民による避難所の運営

1 避難所運営組織の事前措置	38
2 避難所運営委員会の組織構成	38
3 避難所運営委員会の役割	39
4 居住組の役割	42
5 総務班の役割	42
6 被災者管理班の役割	44
7 情報広報班の役割	45
8 施設管理班の役割	46
9 食料物資班の役割	46
10 救護班の役割	48
11 衛生班の役割	48
12 ボランティア班の役割	50

第 1 章 基本的事項

1 手引きの目的

大災害発生時には、多くの被災者に対する迅速な救援策が必要ですが、特に、住宅の損壊やライフラインの途絶等により自宅での生活が困難となった被災者を、速やかに避難所へ収容し、生命の安全確保と安全な避難場所・生活場所を提供することが重要です。

この手引きは、避難所に関する基本的な考え方、避難所運営組織のあり方や活動内容の指針をまとめたもので、避難所運営に関する体制づくりや、地域における避難所の開設・運営マニュアルづくりへの支援を目的としています。

2 避難所の目的

この手引きにおける「避難所」は、市が指定した避難施設で、災害時に、市が開設・運営管理し、被災者に安全・安心の場を提供するための施設です。

(参考)「避難所」に関する用語の解説

①【避難場所・避難地・避難所】

「避難場所」

「避難地」と「避難所」を総称する呼称。

「避難地」

市街化区域において、災害時に一時的に身の安全を確保する場所として市が指定した広場等。

・一時避難地

主に近隣の住民が避難する避難地

・広域避難地（園部公園）

主に市の広域的な避難の最終目的地となる避難地

「避難所」

災害時に一時滞在する場所として市が指定した建物・施設。

・収容避難所

大規模災害時に避難する避難所

・一時避難所

局地的災害時に一時的または自主的に避難する避難所

・臨時避難所

大規模災害時に収容避難所だけでは収容が困難な場合に避難する避難所

②【避難勧告・避難指示・避難準備情報】

避難勧告及び避難指示は、災害が発生したり、そのおそれのある場合に、市が住民に避難を呼びかけるものです。

また、その避難の準備を促すための情報を避難準備情報といいます。

「避難勧告」

住民を拘束するものではないが、住民などがその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧めまたは促す行為。

「避難指示」

危険が目前に迫っている場合などに発せられ、勧告よりも拘束力が強く、住民などを避難のため立ち退かせる行為。

「避難準備情報」

災害時要援護者など、避難に時間等を要する住民等が避難する必要がある場合に、避難のための立ち退きを勧めまたは促すため発表する情報。

③【警戒区域】

災害が差し迫っていて、住民等をどうしても避難させる必要がある場合、市は危険な区域を「警戒区域」に指定し、住民の立ち入りを禁止できます。

3 避難所の機能

避難所は、災害の前後において、住民の生命の安全を確保する施設として、さらにその後は生活する施設として重要な役割を果たします。

避難所での生活において、特に、高齢者や障がい者、乳幼児等、災害時要援護者については、健康・生活環境等の面で十分な配慮が必要です。

また、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮が必要です。

避難所で提供すべきサービスを含めた主な機能については、下記のとおりです。

《安全・安心、生活等》

(1) 安全の確保

災害の前後において、災害が及ぶおそれのない安全な施設に、迅速・確実に避難者を受け入れることにより、避難者の生命・身体の安全を守る機能であり、第一に優先されるべきものです。

(2) 水・食料・生活物資の提供

避難者に、飲料水や非常食、被服・寝具等の提供等を行う機能です。ライフラインの復旧、物資の流通の回復等に伴い必要性が減少します。

(3) 生活場所の提供

避難者に、一定の期間、就寝や起居の場を提供する機能です。季節や期間に応じて、暑さ・寒さ対策や炊事・洗濯等の設備の他、プライバシーへの配慮等の生活環境の改善等が必要です。

《保健、医療、衛生》

(4) 健康の確保

傷病を治療する救護機能と健康相談・心のケア等の保健医療サービス等を提供する機能です。初期の緊急医療、巡回健康相談等が中心ですが、避難の長期化や災害の態様に伴い、心のケアが重要です。

(5) 衛生的環境の提供

トイレ、風呂・シャワー、ごみ処理、防疫対策等、衛生的な生活環境を維持する機能で、避難所開設当初から避難生活が終了するまで継続して必要です。

《情報、コミュニティ》

(6) 情報の提供・交換・収集

避難者に、災害情報や支援情報、ライフラインの復旧状況等の情報を提供するとともに、避難者同士が情報交換を行い、避難者の安否や被災状況、要望等に関する情報を収集し、行政等外部へ発信する機能です。時間の経過とともに必要な情報が変化することに留意することが必要です。

(7) コミュニティの維持・形成

避難している近隣の住民同士が、助け合いながら生活できるよう、被災前のコミュニティを維持したり、新たに避難者同士のコミュニティを形成する機能です。避難生活の長期化とともに重要性が高まります。

<その他の留意点>

○在宅の被災者への配慮

上記のうち、(2)水・食料・生活物資の提供、(4)健康の確保、(5)衛生的環境の提供、(6)情報の提供・交換・収集といった各機能は、避難所の被災者だけでなく、在宅の被災者についても、必要に応じて公平に提供できるよう配慮が必要です。

○時間経過に応じた対応

災害直後には、避難所の管理・運営体制が整わず、避難所の機能を十分発揮できない場合もあるため、時間の経過に応じて優先すべき機能の重点化を図ることも重要です。

被災初期には、(1)安全の確保を第一とし、(4)健康の確保、(2)水・食料・生活物資の提供、(6)情報の提供・交換・収集等が優先され、その後、他の機能が重要となります。

さらに、ライフラインの復旧や避難者の住居の確保等に伴い、各機能の必要性は減少していくことになります。

○生活再建・復興への支援機能

避難所が長期間開設される場合、避難所での各機能が単に仮住まいを提供するというだけではなく、生活再建・復興への支援として機能するよう留意することが必要です。

○住民理解の促進

避難が長期化する場合、避難者が単にサービスの受け手としてではなく、高齢者や障がい者等の災害時要援護者を支えるなど、避難者同士が助け合うことで初めて避難所の機能が発揮できることを住民に理解してもらうことが重要です。

4 対象とする避難者

(1) 災害救助法での取扱い

災害救助法では、以下の被災住民等を避難所収容の対象としています。

① 災害によって現に被害を受けた者

- ・ 住家が被害を受け居住の場所を失った者
- ・ 現に災害を受けた者（宿泊者、来訪者、通行人等を含む。）

② 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

- ・ 避難勧告・避難指示の対象となる者
- ・ 避難勧告等が発せられていないが、緊急に避難する必要がある者

※大規模災害の直後は、上記要件を満たすかどうかの判断は困難で、また、厳密に区別することは現実的でないことから、避難が必要な状況であって避難所への受入れを求める住民等がいれば、受け入れることが原則です。

※ただし、被災後1週間を目途に避難者名簿の作成等を通じて、被災者個々の状況を確認し、個別に対応していきます。住宅内の被災、ライフラインの状況、精神的ダメージ等、被災者が自宅で生活できない理由がある場合、それぞれの対策を進めながら環境が整った段階で、避難所からの退出を促す等の対応が必要です。

(2) 災害時要援護者への対応

被災直後は避難者全員が極度のストレス状態にあり、健常者でも体調を崩しやすい状態ですが、特に、高齢者や障がい者等の災害時要援護者への影響は大きいため、要援護者の避難には、優先的な収容、生活環境の確保、要望に応じた食料・物資調達、健康・衛生管理等、特別な配慮が必要です。

- ・ 要援護者には、個別の状態に応じたきめ細かな対応が必要であり、状況に応じて適切な対応ができるよう二次的な受入れ施設への移転等にも備えることが必要です。
- ・ 高齢者の居住割合が高い地域では、あらかじめ必要な物資・設備の整備や福祉避難所の指定等、事前の避難所受入れに関する対策を検討することが必要です。

(3) 避難所を拠点とする救援の対象

避難所を拠点に行う市の救援対策の対象には、避難所に入れない在宅被災者や車中に避難している被災者、ライフラインの停止等により自宅で生活できない地域の住民、余震や二次災害のおそれや情報不足等で不安を訴える住民等を含みます。

- ・ 食料や救援物資の提供等の救援対策を行う場合、避難所内外にかかわらず、必要としている被災者にも公平に対応する必要があります。

(4) 被災地外へ避難している被災者への情報提供等

被災地外（市外）に避難している被災者（広域避難者）にも、市は府や受入れ自治体等と連携して、情報提供等必要な支援を実施します。

- ・広域避難者には、市災害対策本部のほか、自宅の所在する地域の避難所等を窓口として、連絡先を届け出られるようにすることが必要です。
- ・ライフラインの復旧状況や道路の開通状況等、必要な情報を随時、様々な手段で提供することが必要です。

(5) 帰宅困難者への対応

道路や鉄道の不通等で帰宅できなくなった者等が主要な駅等に滞留した場合、緊急避難的な保護が必要となります。

- ・昼間に大規模な地震等が発生した場合、市街地や工業・商業地域、観光・行楽地等では、交通機関の不通に伴い、通勤・通学・来訪者の中で、徒歩での帰宅が困難となる者が多数発生すると予想されます。
- ・原則、これら帰宅困難者の対応は、通勤・通学・来訪等の目的地である事業所等が責任を持って行うべきであることから、市は事業所等にその周知を徹底し、対策の実施を促すことが必要です。
- ・しかし、それでもなお、主要な駅等に多数の帰宅困難者が滞留するおそれがあるため、市は事業所等と連携して、避難所又は一時的な滞留（休憩）場所等を付近に確保するなどして、必要な情報や飲料水等を提供することが必要です。

5 大規模災害時の避難所の状況想定

災害時の避難所の状況は、時間経過に伴い大きく変化するため、それを踏まえた時系列的な対応方針が必要です。ここでは、大規模震災時の避難所の状況を想定するとともに、災害発生時間帯・季節や災害の種別による留意点をまとめました。

(1)時系列（大規模地震発生時を基本として）

時 期	避 難 所 の 状 況 想 定
発生直後 発生～ 3日間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者が避難所に殺到し、精神的にも不安定な状況。 ・市は、指定避難所以外も含め、避難所全体の状況把握が困難な段階。 ・避難所によっては、市避難所担当職員や施設管理者が到達する前に、避難者が鍵を壊して施設に入ることも予想される。 ・翌日以降も余震による二次災害のおそれ、大規模火災、危険物漏えい等で避難者が移動・拡大し、混乱することも考えられる。 ・市災害対策本部からの食料・物資の十分な供給は困難と予想される。避難者への食料等の均等な提供が困難となり、トラブルも発生しやすい。 ・各種の情報が不足し、被災者の不安が拡大しやすい。 ・市による避難所等の障がい者、高齢者等災害時要援護者の状況把握が、困難となるおそれがある。 ・市や避難所に安否確認の問い合わせが特に集中する。
3日～ 1週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・食料等は概ね供給されるが、避難者数が流動的な段階。 ・避難者が落ち着きを見せ始める一方、心身の健康や衛生環境の悪化が予想される。 ・ライフラインの回復が遅れる場合、食料、入浴、生活用水確保等、地域の在宅被災者も含め、ニーズの拡大が予想される。 ・ボランティアや物資等、避難所間で格差が生じる場合がある。
1週間～ 2週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地以外からの支援活動が本格化し、マンパワーを要する対策が期待できる段階。 ・避難者の退出が増え、被災者だけでは自治組織の維持が困難となる。 ・場所によっては避難所の統廃合が始まる。 ・避難生活の長期化に伴い、衛生環境が悪化してくる。 ・避難者が通勤等を再開し、避難所は生活の場としての性格が強まる。 ・学校避難所では、教職員が本来業務へシフトする段階。 ・避難所の中にいる人と外にいる人との公平性、応援・支援への依存の問題が生じはじめる。

<p>2週間～ 3ヶ月程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の状況は概ね落ち着いた状況となる。 ・ライフラインの復旧に伴い、避難所に残るのは住まいを失って行き場のない被災者に絞られてくる。 ・避難所の統廃合が一層進み、避難者の不安が強まる。 ・補修や仮設住宅供与等、住まいの確保が最重要課題となる。 ・避難生活の長期化に伴い、心の問題、高齢者等の心身機能の低下が懸念され、ケア対策の一層の充実が求められる。(リハビリ、相談、リフレッシュ対策等) ・避難者とともにボランティアも減少し、運営体制の維持が難しくなる。 ・季節の変化に伴い、それまでと異なった対策が求められる。 ・仮設住宅の提供や相談により、避難所の解消に向けて自治体が本格的に動かなければならない段階。
-----------------------	---

(2) 発生時間帯・季節が異なる地震災害における留意事項

条 件	留 意 事 項
日中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校等では、教職員等が生徒の安全確保・安否確認に迫られ、避難者が使用できる避難スペースも不足する。 ・ 家族の離散で、安否や避難先の確認に支障が生じる。(電話需要が増大) ・ 電話(携帯電話含む)連絡は、輻そうのために直ちに困難となる。 ・ 都心部、観光地等では、帰宅困難者の滞留が発生する。 ・ 大規模火災が多発し、使用できない避難所が増えたり、他地域に避難するために地域コミュニティが分散する。 ・ 市庁舎から遠い避難所へは、派遣職員の到達が遅れる(交通渋滞等)。 ・ 住宅地等では男手が不足し、要援護者となる高齢者や子どもが多い。 ・ 事業所・交通機関等で、事故・火災等が多発し、混乱が生じる。 ・ 居場所が特定できないため、救出救助、行方不明者の捜索、安否・身元の確認などに時間を要する。
夕方・夜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 停電・暗闇の中の避難・対策実施には困難が伴い、被害が拡大しやすい。 ・ 火気の使用率が高く、火災が多発しやすい。 ・ 避難途中や避難所内の事故も多発しやすい。 ・ 深夜までの発災は、日中同様、家族離散、事故等で混乱が生じやすい。 ・ 勤務時間外に発生した場合、市職員や施設管理者の避難所到達に時間を要する。
冬季	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寒さとの戦いとなり、被災者が健康を害しやすい。 ・ 火気使用率が高く、火災が多発しやすい。強風時は大規模延焼となりやすい。 ・ 火気使用や寒さで換気がおろそかになりやすく、室内の二酸化炭素の濃度に注意が必要。 ・ 空気が乾燥し、インフルエンザ等が発生しやすくなる。湿度に注意し、加湿が必要となる場合もある。
夏季	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暑さとの戦いとなり、避難所内の衛生・保健対策が早期に必要となる。(食品、飲料水、生ごみ、入浴、洗濯等) ・ 家庭や商店の在庫食材や救援食料が傷みやすく、食料確保が困難となる。 ・ 雨が降りやすい時期では、屋外の利用(テント等)が困難になる。 ・ 降雨による二次災害の危険性が大きくなる。

(3) 他の災害の場合における留意事項

風水害・雪害の場合、発生が概ね事前に予測できるため、避難誘導、勧告等の対策を万全に行う必要があります。

災害の種類	留意事項
風水害	<ul style="list-style-type: none">・ 広範囲にわたって浸水被害等が発生し、一定の地域全体の避難所が使用できなくなるおそれがある。・ 浸水等により、避難所及び周辺の衛生状態が著しく悪化するおそれがある。・ 土石竹木、大量のごみ等が堆積する。・ 浸水等により、地階や低層階に保管されている備蓄物資等が使用できなくなるおそれがある。
雪害	<ul style="list-style-type: none">・ 山間部等で、一定の地域の避難所が孤立するおそれがある。
危険物事故等	<ul style="list-style-type: none">・ 広範囲に避難勧告・指示が発令され、多数の避難者が他地域への避難を迫られるおそれがある。

6 関係機関の役割

避難所の管理・運営において、関係機関は「自助・共助・公助」の三原則に則って、次の役割を果たすことが必要です。

(1) 国

地方公共団体等の事務・業務の実施推進とその総合調整及び経費の負担とその適正化を図ります。

(2) 京都府

被災者支援対策を実施する市町村を、総合的・広域的観点から支援します。

(3) 南丹市

避難所を開設・運営管理し、避難者を支援するほか、避難所を拠点とする被災者支援対策を行います。

(4) 避難所の管理責任者

市の避難所管理の現場責任者と、避難所・市間の連絡調整等の役割を担います。(市職員又は施設管理者)

(5) 避難所の施設管理者

避難所の施設管理者は、施設が被害を受けた場合の早期復旧と、市が行う避難所の設置・管理、避難者が自主的に行う避難所運営への協力を行います。(施設によっては避難所の管理責任者を兼ねる。)

(6) 避難者

避難所の自主的運営が円滑に行われるよう、ルールを守り、互いに助け合いながら避難所の運営に協力・参加します。

(7) 避難所運営委員会

市避難所担当職員、施設管理者、自主防災組織等地域住民の代表者等により構成し、平常時及び災害時において避難所運営に関する調整等様々な活動を行います。

(8) 自主防災組織等地域住民

避難所の運営を支援し、避難所を拠点とする支援対策に主体的に参画します。

(9) ボランティア

避難所の運営を支援します。

(10) その他関係機関

市や避難所運営委員会等と連携して被災者救援への協力・支援等を実施します。

第2章 事前対策

1 避難所の指定方針

(1) 避難所として指定する施設

原則、耐震、耐火構造を備え、出来る限り生活面での物理的障壁が除去（ユニバーサルデザインへの配慮）された集会施設、学校等の公共施設を指定します。

- ・地震を想定した避難所の指定には、建物のみならず、付帯設備等も含めた耐震性が確保されていることが必要です。
- ・ユニバーサルデザインに配慮されていない施設が指定されている場合、障がい者用トイレの設置やスロープ等の段差解消のための設備を設置するなど、災害時要援護者へ配慮する必要があります。
- ・大規模災害時には、救護所、救援物資の集配拠点、遺体安置所、応援部隊の駐屯場所など、避難所以外の施設も必要となるので、それらもあらかじめ予備も含めて候補施設を定めるなど、総合的な災害時の公共施設等利用計画を定め、住民に周知することが必要です。
- ・他の避難所に比べて設備が充実している施設は、災害時要援護者等配慮を必要とする方用として確保しておくことも考えられます。

(2) 避難所指定の目標

市は、府の被害想定調査等で得られる最大規模の避難者数の収容を目標に、避難所の指定を行います。

- ・避難者数の想定は、地域防災計画等を検討する際の基礎で、想定災害に対する市全体あるいは各避難所の収容能力を客観的に判断する材料となります。
- ・避難所に指定している施設の収容能力の合計が、被害想定 of 避難者数より大幅に不足する場合、そのことを前提に下記対策を検討する必要があります。

① 相互応援協定等に基づく市域外の避難所確保計画及び避難者移送計画

- ・他市町村と締結した相互応援協定等に基づき、他の市町村域で避難所を確保する場合の、管理責任者の派遣・連絡方法、費用の負担や、避難者の移送計画等について具体的に検討しておくことが必要です。

② 応急的な避難所確保計画

- ・大型テントの設営、宿泊施設等の利用等、応急的な避難所の確保を想定し、計画（確保先との調整等）することも考えられます。

(3) 施設の収容者数

1 施設の収容者数は、概ね数百人程度までが望ましいと考えられます。

- ・避難者が数千人以上となると、環境が著しく悪化し、組織的な運営も困難となります。
- ・避難者が集中した場合、市災害対策本部は避難所の追加指定、避難者の振り分け、移送を行う必要が生じるため、各避難所の適正な収容人数の事前把握が必要です。

(4) 避難圏域

計画上の避難圏域は徒歩での生活圏に配慮し、市街地では小学校区(直線距離 500m、災害時に徒歩 15 分以内程度)、地形等によっては集落等の単位を基本に考えます。

- ・被災者が、複数の避難所から状況に応じて選択できるのが望ましいと考えられます。
- ・各避難所の避難圏域を厳密に特定(町丁目を指定等)することは、コミュニティ単位の避難所運営に有効ですが、排他的な運営を招くおそれもあります。また、不自然な避難圏域の設定(例、校区の中心から外れた学校・高齢者等では移動が困難な坂道の上の施設等)は、住民による自発的な避難場所の発生に結びつきかねないので、民間施設や隣接市町村域の施設なども含め、地域の実態に応じた柔軟な設定が必要です。
- ・土砂災害等が予想される地区等は、土石流等の予測を踏まえ、より安全な方向の施設を避難所に指定する必要があります。

(5) 安全性確保

- ・あらゆる災害に対して安全であることが、避難所を指定する際の基本であり、指定する施設は、耐震・耐火性能を備え、地形や地盤等が良い立地であることが理想です。
- ・しかし、条件の整った避難所を確保できるとは限らず、むしろ危険性の高い地域こそ避難所ニーズは高いため、浸水のおそれのある地域では、上層階に備蓄物資の保管場所や避難スペースを確保するなど、各地域で想定される災害に応じて、避難所機能を確保できるようにすることが必要です。

2 避難所の防災拠点化

指定避難所が、地域防災のシンボリックな施設であることも考慮し、生活に支障を生じる全被災者にサービスを提供する「地域の防災拠点」としての位置づけを検討します。

- ・避難所の機能のうち、衛生的な環境・水・食料・生活物資の提供、情報の提供・交換・収集、健康の確保といった機能は、在宅の被災者等にも、地域の防災拠点で必要に応じて公平にサービス提供できるよう配慮が必要です。
- ・この場合、全指定避難所が防災拠点となる考え方、学校等主要な避難所だけを防災拠点とする考え方、在宅被災者へのサービスは避難所以外の施設で提供する考え方、等があります。また、地域の実情に併せてこれらを組み合わせる方法も考えられます。
- ・大規模災害時には、指定避難所以外にも民間施設等を避難所に追加指定することもあります。この場合、個別の施設で避難所として十分なサービスを提供できないことも考えられるため、防災拠点としての避難所を中心に、地域ぐるみの避難所運営を行う必要があります。
- ・大規模災害時の被災地では、治安悪化の懸念、停電から復電する際の通電火災や放火のおそれ等もあるため、地域の防犯・防火見回り等が必要な場合があります。

≪「地域の防災拠点」における活動例≫

事 項	活動内容
水・食料・生活物資の提供	・ 在宅被災者の水・食料・生活物資等の需要把握、配布（特に災害時要援護者への配慮）
健康の確保	・ 巡回健康相談、医療救護班の活動、健康対策物資の配布等保健救護活動の実施
衛生的環境の提供	・ 避難所の清掃、ごみ出し、トイレ・洗面所等使用の際のルール作り ・ 室内空気環境の管理（温度・湿度の測定、換気の実施）
情報の提供・交換・収集	・ 災害時要援護者をはじめとする被災者の状況、支援ニーズ等の把握 ・ 広報刊行物等の配付、掲示板・アナウンス等による情報伝達 ・ 各種生活相談等の実施、手続き等の受付
心のケア	・ 被災者の心のケア対策の実施
その他	・ 地域の防火・防犯活動等の実施

3 福祉避難所の指定

「福祉避難所」とは、障がい者や高齢者、乳幼児等、災害時要援護者を収容し保護するために、市が指定する施設です。

- ・ 福祉避難所は、バリアフリーかつ冷暖房設備等を備えた落ち着いた環境の施設を充てることが望ましく、下記事項にも留意が必要です。
 - 関係機関等の協力を得ながら、市内で分散指定することが望ましく、独立した施設がない場合、一般避難所の適当な部屋を充てることも考えられます。
 - 相互応援協定締結先の他市町村が指定している福祉避難所の利用が円滑に行えるよう、事前に具体的な手順等を定めておくことも考えられます。
- ・ 要援護者の避難先を福祉避難所に限定するのではなく、一般避難所での受け入れも可能ですが、少しでも良い環境を福祉避難所で確保しようとするものです。
- ・ 災害が発生してからでは、一般避難所の中から適当な施設を福祉避難所に充てることは困難なことから、事前に指定して住民に周知し、災害時には一般避難者の入所制限も場合によっては必要です。
- ・ 福祉避難所の対象者は、避難所への移動に困難が生じるおそれがあるため、消防団、自主防災組織、自治会等地域の協力を得ながら避難することも定める必要があります。
- ・ 施設だけでなく、介助員等のマンパワー、設備・器具等の確保も事前に計画すること

が必要です。なお、専門的なケアを要する障がい者、高齢者、傷病者等は、各専門施設への緊急一時入所等の対応を行う必要があります。

4 施設・設備等の整備

(1) 耐震・耐火構造

避難所に指定する施設は、耐震・耐火構造を備えることを原則とします。

- ・避難所が災害時に被災し、利用できなくなると、他の施設を避難所として開設し、避難者を再避難させることが必要となるなど影響が大きいことから、建築基準法の旧耐震基準で設計された施設等には耐震診断を実施し、必要であれば耐震改修や建て替えを計画的に実施するよう努めることが必要です。

(2) ユニバーサルデザインへの配慮

避難所は、出来る限りユニバーサルデザインへの配慮がされた施設を指定します。

(3) 衛生的生活確保等のための設備整備

避難所は、災害時にも最低限の機能を維持しながら、運営管理が円滑に行われ、衛生的な生活が確保できるよう、施設・設備の整備を図る必要があります。

- ・避難スペースは、通風・換気が適切に行われることが最低限必要で、平常時の施設利用上のニーズを踏まえ、可能な限り冷暖房設備を整備することも検討が必要です。

(4) 避難者への情報伝達手段等

避難所では、避難者に対し、各種情報を確実に伝達するとともに、コミュニケーションを確保する設備が必要です。

- ・状況把握のためのテレビ・ラジオ・インターネット等の情報伝達手段の確保が必要です。
- ・災害時要援護者には、障がい等の状況に応じた多様な情報伝達手段の確保が重要です。
- ・聴覚障がい者には、文字放送用テレビ、FAX等、視覚障がい者には、音声による伝達手段の確保などが必要です。
- ・認知症高齢者など情報理解力にハンディキャップのある方には、個別に情報伝達手段を確保することが必要です。

5 避難所の運営管理体制の整備

災害直後の混乱の中で避難所を円滑に開設・運営管理するため、市は次の体制を事前に整備します。

(1) 担当職員派遣計画の策定

職員の勤務地や居住地等を考慮し、災害時に避難所に派遣する担当職員、派遣基準等

を具体化します。

- ・避難所ごとに派遣する職員は、災害時に必ずしも予定した職員を派遣できるとは限らないため、最低2名以上定めておくほか、施設の規模によってはさらに人数を割り当てることが望ましいと考えられます。
- ・派遣された職員は、学校の教職員や施設管理者等の協力を得つつ、混乱した避難所の運営をリードすることが要求される場合もあります。そのため、職員は、その役割を十分認識し、日ごろから関係者と連絡を取り合い、施設の設備等を確認するといった備えをしておくことが求められます。
- ・災害時には、応援・交代要員の確保が必要で、そのための応援体制、他市町や府への応援要請が迅速に行えるよう、事前に計画しておく必要があります。
- ・要員の決定にあたっては、避難所の運営に関して、男女双方の視点による対応が必要なことから、出来るだけ男女双方の職員の派遣に努めます。
- ・派遣する職員の健康管理にも十分配慮します。
- ・職員が派遣された避難所でも、避難所の開設当初から自主防災組織等が避難所を主体的に運営することが、避難者の自立のためにも大切です。また、そのための自主防災組織やリーダーの育成が必要です。
- ・ボランティアの支援を避難所運営に活かすことも検討が必要です。

(2) 開設長期化の想定

市は、大規模災害にあたっては、避難所の開設期間が7日間以上に及ぶことも想定して避難所の管理運営に主体的に携わる体制を整備する必要があります。

- ・大規模災害時の市災害対策本部は、多大な災害関連業務が発生し、避難所の管理運営の充実に向けた体制がとれないことも予想されるため、他市町又は府に応援職員の派遣を要請し、避難所運営補助業務又は通常業務の支援を受けるための計画を定めておくことが必要です。
- ・日ごろの訓練等を通じてボランティア団体と連携を図ることも重要です。
- ・最も重要なことは、避難者や自主防災組織等による主体的な運営体制をいち早く整えることであり、事前に住民による避難所運営組織の育成を図ることです。

(3) マニュアル、帳簿等の整備

市において、避難所の運営管理を担当する係は、「避難所運営マニュアル」を作成し、市災害対策本部と避難所との間で効率的な情報共有を図るため、必要な帳簿や様式、関係機関等との連絡リストを整備し、常に更新しておくことが必要です。

最小限作成が必要な帳簿等は下記のとおりです。

- ・建物被災状況チェックシート
- ・避難所開設・被害状況等報告
- ・派遣職員リスト
- ・避難所リスト
- ・避難者台帳
- ・在宅被災者リスト
- ・災害時要援護者リスト
- ・物資等要請書
- ・物資等台帳
- ・ボランティア受付簿

6 避難所としての施設利用

(1) 施設利用計画の策定

避難所の施設管理者と、避難所として開放する範囲（避難スペース及びその他の必要スペース）について、事前に協議し、災害時の施設利用計画を策定します。

- ・学校の教室等を避難所にあてることは望ましくありませんが、大規模災害時には利用せざるを得ないことも考えられます。その際に、秩序を持って避難誘導と避難所としての活用ができるよう、第二次、第三次の開放範囲・用途等を事前に定めます。
- ・体育館等の大空間も、避難が長期化する場合、早急に仮設間仕切り等でプライバシーの確保を、地域の実情等も十分踏まえて検討します。
- ・学校の多目的室など冷暖房施設が整った部屋や小部屋、仕切られた小規模スペース等は、災害時要援護者の避難場所にあてるなどの配慮が必要です。

(2) 必要スペースの確保

避難者の就寝場所のほか、避難所運営・救護活動・避難生活を送る上での必要なスペースを避難所内外で順次確保することが必要です。

- ・次表のようなスペースが必要ですが、小規模施設は、必ずしもこれら全てを確保する必要はなく、最寄りの避難所等との間で補完することも考えられます。

《避難所に設けるべきスペース》

各項目内のスペースは、おおむね優先順位にしたがって記載しています。◎印は当初から設ける必要があるもの、「室」は独立スペースとすることが望ましいものです。

区分	設置場所等	
① 避難所運営用	◎避難者の受付	・避難スペースの玄関近くに設ける。
	◎事務室	・避難スペースの玄関近くに、受付とともに設ける。 ・個人情報資料等を保管するので、独立した部屋がよい。 ・部屋が確保できない場合、長机等で囲ってスペースを設け、重要物等は別室（施設管理者の部屋、職員室等）で保管。
	◎広報場所	・避難スペースの玄関近くに、受付とともに設ける。 ・避難者や在宅被災者向けの情報伝達用の「広報掲示板」と避難所運営用の「伝言板」を区別して設置。
	会議場所	・事務室や休憩所等に避難所運営組織等の会合用の場所を確保。
	仮眠場所 （避難所運営者用）	・事務室や仮設テント等にスタッフ用仮眠場所を確保。
② 救援活動用	◎救護室	・全避難所に行政の救護所が設置できるとは限らないが、施設の医務室等を利用するなど応急医療活動ができるスペースを確保。
	物資の保管室	・救援物資などを収納・管理する場所。 ・食料は冷蔵施設がない場合、常温で保存できるもののみ保管。
	物資等の配付場所	・物資や食料を配付する場所を設ける。 ・天候に左右されないよう、屋根のある広い場所又は屋外にテントを張ってスペースを確保。
	仮設公衆電話の設置場所	・屋根のある屋外など、在宅被災者等も利用できる場所に確保。 ・避難所内の就寝場所に声が聞こえない場所に設ける。
	相談所	・出来るだけ早くプライバシーが守られる場所を確保。
③ 避難生活用	◎更衣室 （兼授乳場所）	・少なくとも女子更衣室は、授乳場所も兼ね、速やかに個室を確保。（又は仕切りを設ける。）
	休憩所	・共用の多目的スペースとして、当初は部屋でなくとも、イスなどを置いたコーナーでも可。会議・娯楽場所としても活用。 ・必要に応じて飲酒できる場所を指定。

③ 避難 生活 用	調理場 (電気調理器具用)	・ 電力復旧後、湯沸かしポット、オーブントースター等を 設くコーナーを設置。(電気容量に注意が必要)
	遊戯場、勉強場所	・ 昼間は子どもの遊び場、夜間は中高生の勉強の場として 使用する場所を確保。就寝場所から少し離れた場所が望 ましい。
④ 屋 外	仮設トイレ	・ 原則屋外で、就寝場所に臭いが届かず、し尿収集車の進 入しやすい場所、就寝場所から壁伝外いで行ける(高齢 者や障がい者が行きやすい)場所に設置。
	ごみ集積場	・ 原則屋外で、就寝場所に臭いが届かず、ごみ収集車の 進入しやすい所に、分別収集できるスペースを確保。
	喫煙場所	・ 原則として屋外に設ける。
	物資等の荷下ろし 場、配付場所	・ トラックが進入しやすい所に場所を確保。 ・ 屋内に広い物資等の保管・配付場所が確保できないとき は、屋外に仮設テント等を設置。
	炊事・炊き出し場	・ 衛生状態が安定してから、避難者が自ら炊事、炊き出し ができる仮設設備等を屋外に設置。
	仮設入浴場、 洗濯・物干し場	・ 原則屋外で、トラック等が進入しやすく、ボイラー等の 使用や排水の確保ができる場所に確保。
	駐輪・駐車場	・ 原則、自動車・自転車の乗り入れは認めないが、住まい を失い、置き場を失った場合は、他の用途に支障がない 限り一時的に許可する。

7 避難所における備蓄等

(1) 食料・生活物資の備蓄

- ・ 災害発生後直ちに必要な物資等の備蓄が必要ですが、備蓄物資を有効活用するには、あらかじめ各避難所に最低限の水・食料・生活物資を分散備蓄することが理想的です。
- ・ 物資等を特定施設に集中備蓄する場合、災害発生後直ちに避難所に送付できるよう、仕分け・配送についてあらかじめ定めておく必要があります。
- ・ 備蓄物資は、定期的に点検・更新する必要がありますので、防災訓練に使用したり、一度に大量購入せず毎年少しずつ更新するなど、計画的な整備・管理が必要です。
- ・ 備蓄物資の保管場所は、次のような例を参考に決定します。
 - 避難所となる施設の敷地内に備蓄倉庫を整備する。
 - 避難所となる施設の整備時に備蓄倉庫を併設する。
 - 学校においては、余裕教室等を活用する。
- ・ 備蓄物資の品目は、以下を参考に整備を図ります。

物資	一般対応	災害時要援護者対応
食料・水	乾パン・アルファ米等の保存食、レトルト食品、缶詰水、ペットボトル水、等	ビスケット、缶詰かゆ、粉ミルク、離乳食、栄養補助食品、減塩食等
生活物資	毛布、タオル、トイレトーパー、ポリ袋、ポリバケツ、懐中電灯、乾電池、ビニールシート、使い捨てカイロ、生理用品、電気ポット、カセットコンロ、ストーブ、等	ほ乳瓶、紙おむつ（乳幼児用、大人用）、等
その他	使い捨てトイレ、等	ポータブルトイレ、等

(2) 事務用品等の保管

- ・各避難所に、水・食料等の物資等と同様、避難所管理運営用の事務用品等をあらかじめ保管しておくことが必要です。
- ・事務用品等の保管場所は、次のような例を参考に決定します。
 - 避難所となる施設の既設倉庫内等にロッカー等を設置する。
 - 備蓄倉庫がある場合には、これを利用する。
- ・避難所運営管理用事務用品等の品目は、以下を参考に整備を図ります。

事務用品	筆記用具（ボールペン、シャープペン、マジックペン等）、カッター、カッター台、セロテープ、ガムテープ、クリップ、画びょう、コピー用紙、模造紙、電卓、パソコン、プリンタ、等
清掃用品	ほうき、ちりとり、モップ、ごみ袋、石けん、洗剤、ゴム手袋、軍手、バケツ、ぞうきん、等
その他	自転車、トランシーバー、懐中電灯、台車、テント、消火器、折りたたみイス、簡易救急セット（常備薬、消毒薬）、温度計、湿度計等

(3) 情報収集伝達手段の確保

避難所の運営管理や被災者個々の情報収集・伝達手段の確保等のため、各避難所に、ラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ、パソコン等を設置する方法をあらかじめ定めておくことが望ましいと考えられます。

8 避難所運営組織の育成

(1) 運営体制の整備

災害時に避難所運営の業務全般を行政や施設管理者が担うことには限界があり、また

避難者の自立の面からも望ましくありません。このため、市は、日ごろから自主防災組織等地域住民や施設管理者と連携し、避難所運営組織の編成や避難所ごとの「運営マニュアル」作成など、災害時の円滑な避難所運営を目指した取組みを進めます。

(2) 災害ボランティア組織等との連携

日ごろから地域の災害ボランティア組織等と協議し、避難所へのボランティア派遣、あっせんの方法、避難所運営への関わり方等をマニュアル等に反映させておくことが必要です。

9 避難所開設・運営の訓練

(1) 開設訓練の実施

市及び避難所担当職員は、日ごろから施設管理者と避難所開設時の対応方法等を協議し、避難所開設の訓練を実施します。

- ・市及び避難所担当職員は、各施設の個別事情等を考慮しながら、門や体育館等施設の解錠方法、避難者の誘導、避難所としての開放範囲等を確認するなど、具体的な開設手順の訓練が必要です。
- ・施設の特性や時間等に応じ、より具体的な訓練が必要です。
- ・事前に施設側と協議することは、担当者同士が顔や名前を覚え、相互の意思疎通が容易となるなど、災害時に協力する上で信頼関係を築く基礎となる点でも重要です。
- ・協議や訓練で確認した内容は、随時マニュアル等に反映させることが大切です。

(2) 地域ぐるみでの訓練の実施

地域住民やボランティア組織、避難所となる施設と連携して、地域ぐるみで避難所の開設・運営の訓練を積んでおくことが大切です。

- ・まず、各避難所について、市、施設管理者、地域住民で協議する機会を持ち、相互の役割の認識を高めることが必要です。また、この機会をとらえ、避難所運営組織の育成を図ります。
- ・学校等の施設と地域が連携した訓練は、幅広い住民等の参加が期待できます。
- ・訓練をスムーズに行うことよりも、むしろ訓練で直面した課題を受け、その解決に向けて引き続き協議・訓練を重ねていくことを重視すべきです。

10 避難所の周知

(1) 地域住民への周知

- ・避難所の所在、避難方法、避難経路、避難所の役割やルールといった避難所に関する情報は、防災マップやハンドブック、広報誌やホームページ等に掲載し住民に配付するほか、公共施設等住民の目に触れやすい場所に内容を掲示するなど、様々な手法で

広く周知を図ります。

- ・避難誘導看板や避難所看板を設置したり、広報掲示板等に最寄りの避難所名を明記するなど、可能な限り避難所の表示を多く設けることが有効です。
- ・要援護者等にもわかりやすいよう、点字や録音、イラスト等を用いたり、簡易な表現でルビをふるなどしたパンフレット等を作成し配付します。

(2) 住民等の意見の反映

- ・避難所の運営方法やルール、マニュアル作成等に住民が関わることは、住民自らが避難所運営について考える機会を持ち、関心を高めることとなり、住民の様々な能力を活用することで、より充実したマニュアル作成ができるなどの効果が期待できます。
- ・住民参画の手法は、会議等だけでなく、広報誌やインターネット・意見箱など様々な手段で幅広く意見を募り、それを反映させるとともに、その内容を周知します。
- ・マニュアル作成後も、訓練等を通じて定期的に検証し、必要に応じて住民からの意見を聴取しながら、随時見直していくことが大切です。

11 ボランティア受入れ体制の整備

市は、社会福祉協議会、日赤地区（分区）、地域のボランティア組織等と日ごろから連携し、大規模災害時に全国から集まるボランティアの受入れについて、地域ボランティアセンターの設置等災害時の連携方法を具体的に検討しておくことが必要です。

第3章 応急対策

1 避難所の開設

(1) 避難所開設の決定

原則、市長が避難所開設の要否を判断しますが、市長不在の場合も想定し、状況に応じて最も早く対応・判断できる者（防災責任者、施設管理者、自主防災組織代表等）が応急的に避難所を開設します。

①災害発生のおそれがあるとき（避難準備情報、避難勧告・指示を公表したとき等）

・災害発生を想定して安全が確保できる避難所を選定し、避難誘導するとともに、管理責任者を避難所に派遣して開設します。

②勤務時間内に突発的な災害が発生したとき

・施設管理者等に応急的に避難所開設を要請するとともに、管理責任者を派遣します。

③勤務時間外に突発的な災害が発生したとき

・管理責任者が避難所に参集し、施設管理者と協議して避難所を開設します。
・早急な開設が必要な時は、施設管理者又は自主防災組織代表等が応急的に開設できるようにします。

(2) 避難者の安全確保

避難者の安全確保のため、原則として次の状況を確認した上で避難所を開設します。

①避難所の施設の被害

施設の安全性を応急的に判断するとともに、出来るだけ早く建築物応急危険度判定調査を行います。

②避難所周辺の二次災害のおそれ

火災や土砂災害等の危険性がないことを確認します。

(3) 避難所の追加指定等

①避難所の追加指定

大規模災害で避難所が不足する場合、市は施設管理者の了解を得て避難所を追加指定します。

また、住民が指定避難所以外の施設に避難し、救援を求めた場合、まず指定避難所へ誘導することを原則としますが、指定避難所の収容スペースが不足しており、指定避難所以外の施設管理者の了解を得た場合は、当該施設を避難所として追加指定します。

・追加指定した避難所は、原則として事前指定の避難所と同様に管理・運営します。
・むやみに避難所数を拡大することは、派遣職員の確保や、事前計画に沿った対策を実施する上で障害となることが予想されるため、慎重な対応が必要です。
・避難所を追加指定した場合、派遣職員の不足が予想されるため、市は施設管理者に協力を求めるとともに、府や近隣市町村等に補助要員等の派遣を速やかに要請します。

②多様な生活の場の提供

被災者の状況に応じた多様な避難所や生活の場の提供に努めます。

- ・必要に応じて、被災者の生活の場の確保対策として、ホームステイや公営住宅等へのあっせん等を京都府や関係団体等と連携して実施します。
- ・特に要援護者については、宿泊施設や福祉施設への収容等に配慮が必要です。

(4) 被災地外での避難所開設

市内の避難所だけで避難者を収容できず、また収容することが適切でない場合、府や近隣市町村等と調整しながら市外において避難所を開設します。

2 避難所の開設期間

(1) 開設期間の原則

災害救助法で定める日数（7日間）が基本となり、可能な限り短期間とすることが前提ですが、大規模災害にあつては被害状況や住宅の修理状況及び仮設住宅の建設状況等も勘案しなければならず、開設期間の延長にも柔軟な対応が必要です。

- ・災害救助法が適用された場合、7日間を超えて開設期間を延長する場合、府への協議が必要です。
- ・避難所の開設期間は、被災家屋の修繕や応急仮設住宅の供与等の住まいの確保及び電気・ガス・水道等のライフラインの復旧の時期と密接に関連しますので、これらの対策を早急に進める必要があります。

(2) 開設期間の長期化

開設期間が長期化する場合、被災者の住まいの確保状況や避難所からの退去状況等を踏まえ、避難者や住民の理解を得ながら、統廃合により避難所の集約を進めます。

この場合、民間施設、臨時指定施設の廃止を優先するとともに、学校運営への影響を考慮し、出来る限り学校以外の公共施設に集約することを原則にします。

3 避難所担当職員の配置と役割

(1) 初動対応

原則、避難所開設時には直ちに各避難所に担当職員2名以上（1名は管理責任者として管理職が望ましい。）を派遣し、各避難所の開設、管理・運営に当たさせます。大規模災害当初には、避難所に派遣する職員を確保できない場合が予想されますので、学校の教職員など施設管理者や住民の協力を得て初動対応を図ります。

- ・避難所開設当初には避難者の組織化は困難ですが、避難者から協力者を募り、業務を手分けしてもらうことなどを通じて、組織化のきっかけとすることが効果的です。
- ・その後、施設管理者等と協力しながら、避難者で組織された運営組織による自主的な運営が行われるよう働きかけます。

- ・避難所開設後、当面は 24 時間対応が必要な場合も想定できることから、市は避難所担当職員の交代要員を確保し、開設当初から適切なローテーションを確立するよう努めます。大規模災害で交代要員の確保が困難な場合は府を通じて他自治体に応援職員の派遣を要請します。また、担当職員の健康管理にも配慮します。
- ・避難所の運営には、男女双方の視点からの対応が必要なことから、可能な限り男女双方の職員の派遣に努めます。

(2) 避難所担当職員の役割

避難所担当職員は、関係者の協力を得ながら、主に次の表の対応を行います。

《避難所担当職員の主な役割》

事項	開設時	～3日～1週間	～2週間～3ヶ月
①避難者の安全 ・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設事務 ・避難所・周辺の被害状況把握 ・避難者への呼びかけ（安心して指示に従って欲しい旨等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部からの情報提供（被害状況、対策方針、対策実施状況、ライフラインや交通機関等の復旧見込み等の把握） ・衛生環境の維持（関係機関と連携） ・健康対策（関係機関と連携） 	
②災害時要援護者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者への避難場所の優先割当 	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者への物資等の優先提供、福祉避難所等への移送 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所内外へ公平な物資等の提供
③避難者の情報管理・連絡調整 ・避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の個人情報管理（名簿作成） ・在宅被災者の個人情報管理 ・避難者ニーズの把握と災害対策本部への伝達 ・災害対策本部、施設管理者、関係機関等との調整 ・報道機関への対応（以降も継続実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺避難所との物資等の過不足調整 ・ボランティア受入れ等の調整 ・避難者に組織化の働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難スペース統廃合に関する調整 ・ボランティア受入れ等に関する調整 ・避難者間トラブル等への対応

4 避難者・避難所の情報管理

(1) 災害発生直後の対応

大規模災害時には、避難所における情報の収集・伝達手段が限定されるほか、対応できる要員が少ないことが想定されることから、特に発生直後は必要最小限の情報に限定

して、収集・伝達・集約を行います。

(2) タイムリーな情報収集・伝達

災害発生後の時間経過に伴い、必要とする情報が変化するため、タイムリーな情報の収集・伝達に留意します。

《時系列による必要となる情報の例》

時系列	収集する避難所の情報	避難所に伝達する情報
災害発生直後	・ 避難所の開設状況	・ 避難所の開設指示
時系列	収集する避難所の情報	避難所に伝達する情報
～3日程度	・ 避難者情報 避難者数、要給食者数 災害時要援護者の情報 安否情報確認	・ 災害情報 ・ 救援対策の実施方針・内容 ・ ライフライン等の復旧状況
～1週間程度	・ 各避難所のニーズ ・ 避難者の被災状況 ・ 避難者の生活再建、住まい確保	・ 救援対策の実施内容 ・ 生活再建支援策、住まい確保 対策の実施方針
～2週間程度	の見込み	・ 生活再建支援策、住まい確保 対策の実施内容
～3ヶ月程度	・ 避難者個別の事情	・ 個別相談

(3) 情報伝達手段・ルートの確認

避難所と市災害対策本部との間の情報伝達手段・ルートを確認します。

- ・ 一般電話、携帯電話等は、災害直後は機能しない場合が多いことを念頭に置き、手段・ルートを確認しておく必要があります。
- ・ 無線が使える場合は活用しますが、使用できない場合は、自転車等で伝令を走らせる等により伝達します。(各地域の拠点的な施設だけでも無線を確保し、情報の中継点とする等の運用方法も考慮する必要があります。)
- ・ 専用の臨時電話やファクシミリ、パソコン等の情報伝達機器の設置も必要です。

(4) 情報の整理・更新

- ・ 避難者・避難所のデータは、被災者の救援対策や生活再建支援等の基礎データとして活用するため、常に更新し、具体的な対策を実施する際に最新データとして利用できる状態に整理しておく必要があります。
- ・ 災害直後は、どの避難所に何人の避難者がおり、何食の食事が必要かといった情報が優先されますが、時間の経過とともに、避難者個人の情報が重要となってきます。個人毎に大量のデータを処理するため、情報項目に優先順位を付け、段階ごとに必要最小限のデータを迅速に報告できる仕組みが必要です。

- ・事前の共通フォーマット作成など、パソコンによる情報処理を想定することで、迅速かつ正確な情報の整理・更新が可能となるため、あらかじめ様式の統一や避難所へのパソコン等の配置を計画しておく必要があります。
- ・個人情報の保護、特にパソコン等による取り扱いには十分な配慮が必要です。

(5) 避難者の情報収集・伝達手段の確保

災害直後は施設の被害で一時的に電話・携帯電話が通じにくくなることが予想されるため、避難者個々の情報収集・伝達手段として、テレビ・ラジオ・パソコン（インターネット接続）等の情報機器や臨時の公衆電話等を避難所に設置することが必要です。

(6) 避難者数等の予測

- ・市災害対策本部では、各避難所から収集した情報に基づいて、その後の避難者の動向や避難者数の推移を予測しながら、的確に対策を実施することが求められます。
- ・大規模災害時には、避難所に入所する避難者は2・3日後にピークを迎える例（余震の状況、余震への不安、二次災害のおそれによる避難勧告・指示などによる）もあることから、災害発生から3日間頃までの対策が特に重要です。
- ・交通が遮断された被災地中心部では、食料等を求める在宅の被災者はその後も増え、1週間目頃に避難所に頼る被災者の数がピークとなることも予想されます。

5 災害時要援護者への対応

(1) 災害時要援護者への対応

避難者の中で、特に高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の災害時要援護者は、心身の状態によっては避難所生活への順応が難しく、体調を崩しやすいことから、十分な配慮のもとにきめ細かな対応が必要となります。

(2) 必要なサービスの把握

高齢者・障がい者等は、保健・福祉部門の職員等が同席し、健康状態、家屋・家族や援助者の状況を把握しながら名簿登録し、避難所で必要なサービス内容を把握します。

(3) 相談窓口の設置

要援護者個々のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、相談窓口を早期に設置します。必要に応じて、手話通訳者、要約筆記者、点訳・音訳ボランティア、ホームヘルパー、介護支援専門員、カウンセラー等、特に保健・医療・福祉の相談に応じられる専門知識等を有する者の配置に努めます。

(4) 施設のユニバーサルデザインへの配慮

ユニバーサルデザインへの配慮がされていない施設の場合、早急に段差の解消、洋式

仮設トイレの設置等、要援護者への配慮に努めます。

また、状況に応じ、介護のためのスペースや車いす通行スペース、要援護者・介護者等が静養できるスペースの確保が必要です。

(5) 福祉施設等への一時入所・福祉避難所への収容

障がいや心身の状態に応じ、避難所生活が困難と判断される要援護者は、直接又は府を通じて社会福祉施設等への緊急一時入所等を検討し、社会福祉施設への入所を要しない程度の避難者は、福祉避難所への収容により対応します。

(6) 対応できる人材・用具・医薬品等の確保

避難所及び福祉避難所で、要援護者のニーズを把握し、適切に対応できるよう手話通訳者、要約筆記者、点訳・音訳ボランティア等の人材の確保を図ります。

また、車いす等の補装具や日常生活用品、介護用品・機器、ポータブルトイレ等も迅速に確保したうえ、必要性の高い避難者から優先的に支給・貸与できるよう努めます。

医薬品は、医療活動に支障のないよう迅速に確保したうえ、必要性のある避難者に投与されるように努めます。

(7) 食料の提供

高齢者には温かい食事・やわらかい食事等、乳幼児には粉ミルクや離乳食等、状態に応じた食料の提供に配慮します。

特に、食事制限の必要な避難者や人工透析患者へは十分な配慮が必要です。

(8) 情報の提供

災害直後は、情報不足で必要以上に不安感が増すため、テレビやラジオの設置など報道機関からの情報が得られるよう配慮します。その際、要援護者へ確実に伝達できるよう、出来るだけ文字放送対応機器や見えるラジオも準備するよう努めます。

また、物資の供給場所や方法等の連絡事項等も、拡声器等の音声によるもの、掲示やビラ等の文字によるもの等様々な手段・方法を工夫することが必要です。

さらに、掲示物や配布物も要援護者へ確実に伝達できるよう、文字を大きく表示し漢字にはルビをふったり、図やイラスト等わかりやすい表示に努めます。

(9) ボランティアとの連携

トイレへの移動や水・食料等の受け取りなどに手助けが必要な避難者のために、マンパワーが必要な場合は、ボランティアの協力を得ながら対応するよう努めます。

また、避難所生活が長期化する場合も、ボランティアの協力を得ながら継続的な見守り等を行う等の配慮が必要です。

(10) 障がい等に応じた対応

① 高齢者

- ・ 出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なくて済むように、又、人の出入りや外気の流入等も考慮し、それらの影響が少ない場所の確保にも配慮します。
- ・ 自力で移動が困難な方には、杖や車いすの貸与も検討します。
- ・ 居室内の温度の変化の小さな場所を確保し、温度調整を適切に実施します。
- ・ 徘徊症状がある認知症高齢者には、周囲の人にも声をかけてもらうよう依頼します。
- ・ 体育館等床面が滑りやすい施設は、マットを敷く等、転倒防止に配慮します。

② 肢体不自由者

- ・ 出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なくて済むようにします。
- ・ 身体機能に合った、安全で利用可能なトイレを用意します。
- ・ 車いす等の補装具や日常生活用具は、破損・紛失等に応じて修理・支給に努めます。

③ 視覚障がい者

- ・ 出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なくて済むようにします。
- ・ 構内放送や拡声器などにより音声情報を繰り返し流したり、拡大文字や点字による情報提供に努めます。
- ・ 点訳・音訳ボランティアの配置や点字器、点字タイプライターの設置に努めます。
- ・ 仮設トイレを屋外に設置する場合、壁伝いに移動できる場所に設置するか、順路にロープを張るなど、移動が楽に行えるよう配慮します。

④ 聴覚障がい者・言語障がい者

- ・ 聴覚障がい者には、広報誌や掲示板、見えるラジオ、文字放送付きテレビ等を活用するほか、音声連絡は文字でも掲示し、手話通訳者、要約筆記者の配置にもも努めます。
- ・ わかりやすい言葉を使用し、漢字にはルビをふるなどの配慮も必要です。

⑤ 盲ろう者

- ・ 障がいが重い場合、自宅以外の場所では周りの状況がわからないことから、全面的に介助が必要となるため、必要に応じて介助者・通訳者の配置に努めます。
- ・ 単独でいると全ての情報から閉ざされてしまうことを考慮することが必要です。

⑥ 身体障がい者補助犬使用者

- ・ 周囲の理解も得ながら、出来るだけ同じ場所で生活できるよう配慮が必要です。

⑦ 内部障がい

- ・ 常時使用することが必要な医療器具（酸素ボンベ等）や医薬品を調達します。
- ・ 医療機関の協力を得ながら巡回診療を実施します。
- ・ オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）用のストマ用装具（畜便袋、糞尿袋）を調達します。

⑧ 知的障がい者

- ・ 救出時に思いがけない行動をしたり、座り込んでしまうことなどが考えられます。
- ・ 周囲とコミュニケーションが十分とれずトラブルとなったり、環境変化で精神が不安定になることがあるため、間仕切りをしたり個室を用意するなどの配慮が必要です。また、出来る限り顔を知っている人等にそばにいてもらうようにします。

⑨ 精神障がい者

- ・災害時のショックやストレスは、症状悪化や再発リスクを高める可能性があることから、これらを可能な限り防止するとともに、入院の緊急性の高い患者への適切な対応や外来診療、往診訪問援助なども必要です。
- ・多くは服薬によって安定しますが、病気のため生活や対人関係などに支障をきたすことも多いため、避難所での集団生活において配慮が必要です。
- ・心的外傷後ストレス障がい等に対する長期的な心のケア対策が必要です。
- ・精神障がい者の状態の早期安定を図るためには、地域のボランティア等による支援ネットワークを活用しながら、被災前の社会復帰活動でなじんでいた人間関係をいかに早く回復させるかということが重要となります。

⑩ 難病患者・人工透析患者等

- ・避難誘導や避難所への収容後の対応等について、府や患者団体等と事前に十分協議をしておくことが必要です。
- ・難病患者には、疾患に応じた医薬品の配布など、医療の確保が早急に必要です。
- ・人工透析患者には、早急に透析医療の確保（目安は透析の間隔である3～4日以内）が必要です。
- ・人工呼吸器装着者には、停電が生命に直結するため、最優先の救援が必要です。
- ・在宅酸素療法や薬物療法等が継続的に必要な患者にも早急に医療の確保が必要です。

6 水・食料・生活物資の提供

(1) 基本的な考え方

災害直後は、住民、市の備蓄での対応を基本としますが、市は可能な限り早期に必要な食料・物資等を調達し被災者に配分します。

なお、特別なニーズを必要とする要援護者に配慮するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等にも配慮が必要です。

- ・大規模災害時には、交通網の寸断等により、食料・生活物資等を迅速に、または十分に提供できないおそれがあることを住民に理解してもらうことも必要です。
- ・災害時には交通事情の悪化で、食料・飲料水の輸送に時間を要する場合があります、衛生面に配慮が必要です。特に夏季は食品の取扱いに十分な慎重さが求められます。

(2) 災害時要援護者への提供

災害直後から要援護者へ対応した食料・生活物資等の提供を開始します。

《備蓄すべき物資、災害時要援護者に対応した食料・生活物資等の例》

区分	一般	災害時要援護者
食料 水	乾パン、アルファ米等の保存食、レトルト食品、缶詰水、ペットボトル水、等	ビスケット、缶詰かゆ、粉ミルク、離乳食、栄養補助食品、減塩食等
生活 物資	毛布、タオル、トイレットペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、懐中電灯、乾電池、ビニールシート、使い捨てカイロ、生理用品、電気ポット、カセットコンロ、ストーブ、等	ほ乳瓶、紙おむつ（子供用・大人用）、等
その他	使い捨てトイレ、温度計、湿度計等	ポータブルトイレ、等

(3) 水・食料・生活物資の配布

避難所内外に関わらず、必要とする被災者に公平に提供します。

- ・避難者数と要給食者数の早期把握に努めます。
- ・在宅被災者等には、避難所で食料等を入手できることを広報車等で周知します。

(4) 栄養バランス等の考慮

可能な限り栄養バランスへの考慮や適温食の提供を行います。

- ・大規模災害直後は、多数の避難者への対応のため、おにぎりやパン等の必要数確保が最優先となりますが、出来る限り早期に弁当や炊き出し等に切り替えることが必要です。この場合、近隣の給食工場等は被災している可能性があり、必要な場合は府等にあつせんを要請します。
- ・避難の長期化に伴い、避難者の嗜好や口腔状態等も踏まえたメニューの多様化も求められますが、全ての要望にきめ細かく対応するには限界があります。そこで、避難者が自ら調理できるよう必要な炊事設備や食材を配備・提供するなども検討します。（ただし、衛生環境の安定的確保が要件です。）
- ・流通の回復状況に応じて、避難者が自らの嗜好に応じた食事を取れるよう、近隣の商店や飲食店の営業状況の情報提供等にも配慮します。
- ・学校の給食設備は、学校給食再開までの間において、施設管理者、教育委員会の許可が得られ、衛生環境が確保できる場合に利用を検討します。

7 生活場所の確保

- ・災害直後の避難所は、生命身体の保護が最優先であることから、少々の不便はやむを得ないところですが、3日ないし1週間を経過する頃からは、生活場所として、暑さ・寒さ対策や炊事、洗濯等のための設備のほか、プライバシーへの配慮等生活環境の改

善への対策が重要となります。

- ・遅くとも2週間目に入る頃までに、こうした避難生活の長期化に対応した生活環境を整備し維持することが必要です。
- ・長期化への対応とはいえ、災害直後から生活環境確保対策を開始しなければ、適切な対応ができないことに留意する必要があります。
- ・これら生活・居住環境の整備は、要援護者への対応を優先する必要があります。高齢者や障がい者、乳幼児等の要援護者及びその家族等のプライバシーの確保等に特に配慮が必要です。
- ・男女の違いにより異なったニーズがあることから、双方から要望等を聴取する等、男女双方の視点に配慮します。

《避難生活長期化への対応の具体例》

- ・パーティションの設置
- ・仮設風呂・シャワーの設置（給排水に注意）
- ・洗濯対応施設の設置（洗濯機、乾燥機、物干場の確保）（給排水に注意）
- ・生活機器等の設置（テレビ、掃除機、冷蔵庫、炊事設備・用具、冷暖房設備等）
（電気容量に注意）
- ・リフレッシュ対策（イベント等）
- ・幼児の遊び場や児童・生徒の学習スペース等の確保

8 健康の確保

(1) 救護所の設置

- ・災害直後の避難所には、負傷者や急に病気が悪化した住民が運びこまれることが予想されます。そうした傷病者等には、可能な限り医療機関に対応を求めますが、救急搬送が困難な場合等、避難所での対応が求められることが考えられます。このため、応急的には避難者や当該地域の中で医療機関や医療関係者に協力を求めるとともに、直ちに救護所の設置や救護班の派遣をする必要があります。
- ・救護所等は、災害発生後しばらくは、心身ともに不安定になりがちな避難者の健康を維持する必要から24時間対応を求められるため、広域の応援体制が確保されるよう、関係機関、府等と調整する必要があります。
- ・医師や看護師等の存在は、単に健康の確保のみならず、避難者に安心感を与えることとなるため、避難所運営の上でも大きな効果があります。

(2) 心のケア対策

初期緊急医療が落ち着きを見せる段階で、速やかに心的外傷後ストレス障がい（PTSD）や急性ストレス障がいといった心の病気へのケア対策が必要です。

- ・大災害による被災後2、3日もしくは数週間間に、サポート体制が整っている環境下で自らの体験を語ることは、PTSDへの進行防止率を高めることが示唆されてい

ます。このため、専門家による指導を受けながら対応する必要があり、市で対応できない場合、府と対応を調整します。

- ・応急対策に当たる市職員等も、心身共に過酷な状況にあり、「燃え尽き症候群」と呼ばれる症状が現れることがあるため、市職員等の心のケア対策にも留意します。

(3) 健康相談等の実施

市は府と連携して、健康相談や栄養相談等の保健医療サービスを提供します。

- ・避難所の衛生環境、避難者の健康維持を図る上で、様々な悩みを抱えた被災者があらゆる面で相談できる機会を設けたり、健康相談・栄養相談等の保健医療に関するサービスを行うことは重要な役割を果たします。
- ・保健所等と連携しながら、要援護者の健康管理に対応します。

9 衛生環境の提供

(1) トイレの確保

- ・断水時も既設の水洗トイレを可能な限り使用できるよう、洗浄用水を確保しながら、紙を流さないことや清掃の励行といったルールを徹底します。
- ・平常時より多くの人を使用するため、仮設トイレを早期に設置することが必要です。仮設トイレも使用上の注意を徹底し、清掃や消毒等の指導を行いながら、有効に利用することが必要です。
- ・消毒液、トイレットペーパー、清掃用具等も併せて確保することが必要です。

(2) ごみ処理体制の整備

- ・災害直後の避難所では、断水等の影響により、使い捨ての食器や容器などのごみが大量に発生します。夏季にこれらを放置すると、衛生上極めて危険な状態となるため、これらのごみを衛生的に処理する体制の整備が必要です。
- ・ごみは、あらかじめ必要最低限の分別収集（可燃ごみ、不燃ごみ）を呼びかけます。

(3) 入浴環境の確保

可能な限り速やかに避難者の入浴環境を確保します。

- ・ライフラインが途絶した状態で、避難者の入浴環境を確保することは、衛生上重要な課題です。必要に応じて仮設浴場・シャワー施設を避難所等に設置します。
- ・入浴可能な銭湯や保養施設等の協力を求めることも検討します。

(4) 感染症等の予防

- ・避難所は、心身のダメージを受けた被災者が、長期間同じ施設内での共同生活を余儀なくされることから、個人のみならず集団としての健康レベルの低下を招きやすい状況にあります。このため、感染症の発生・流行のおそれがあることから、衛生面での

管理に特に留意する必要があります。

(5) 食品衛生対策

- ・食品の保管、食事の配膳・配送、炊き出し実施時等は、保健所の指導を受けながら、食品の衛生対策に十分留意することが必要です。
- ・消毒液の配布、手洗いの励行等を徹底するほか、特に夏期には、直ちに冷蔵保管庫等の整備等が必要です。

(6) ペットへの対応

- ・ペットとともに避難する被災者も予測されることから、必要な対応を講じます。
- ・衛生上の問題等から、避難所内の避難者が生活するスペースには、ペットを入れないことを原則とします。
- ・災害直後は屋外又は別室で対応し、必要な場合、府や動物愛護団体等と収容保護等を調整します。

10 広報・相談対応

(1) 避難所開設等に関する広報

- ・避難所開設時には広報車や防災行政無線等により、自主防災組織等と連携しながら、迅速・確実に必要な情報を住民に伝達します。また、必要に応じて報道機関の協力を求めます。
- ・避難所開設時に広報が必要な内容は、概ね次のとおりです。
 - ① 避難勧告・指示の内容
 - ② 開設した避難所の名称・所在地、避難経路
 - ③ 避難時の注意事項
 - ④ 在宅の被災者に対し、被災状況を把握するため、出来るだけ避難所へ申し出てほしい旨の呼びかけ

(2) 地域の情報提供の拠点としての活動

- ・大規模災害時には、住民が生活の維持を図る上で、きめ細かい生活や支援等に関する情報が必要ですが、交通事情の悪化や情報入手の手段が限定されることから、避難所で必要な情報を入手できるようにすることが必要です。
- ・市は、関係機関と連携し、自主防災組織やボランティア等の協力を得て、避難所で次のような広報、広聴・相談活動を行います。
 - ① 被災者向け広報掲示板の設置、広報誌の配付
 - ② 総合的又は専門的な相談窓口、仮設住宅申込み等の手続き・受付窓口の設置等

(3) 外国人、聴覚障がい者等への対応

日本語を理解できない外国人、聴覚障がい者等とのコミュニケーションに配慮します。

- ・関係団体やボランティア等の協力を得て、外国語や手話の通訳者を確保します。災害直後は、各地域内で語学や手話の能力を持つ人の協力を求めることが有効です。
- ・掲示する文書は、できるだけ大きく太い字で表示し、漢字にはふりがなを付すなど、誰もが読みやすいものにすることが必要です。

(4) 避難者間のトラブル等への対応

- ・避難所は、心身共にダメージを受けた被災者が、同一施設内で長期間生活を送ることとなるため、避難者間でのトラブル等の発生が懸念されます。このため、地域住民や警察等と連携しながらトラブルの未然防止や解消に努めます。
- ・避難者の安全・安心の確保のため、警察やボランティア団体、地域の防犯団体等と連携して、避難所及び周辺等のパトロール等を実施します。

(5) 避難者ニーズの集約・伝達

- ・各種相談窓口では、避難者の実状に応じた要望等が把握できることから、その内容等を速やかに市災害対策本部へ伝達し、対応を求めることが必要です。
- ・特別な配慮や支援が必要な要援護者には、専門の相談窓口を設けるとともに、巡回相談を実施する等、きめ細かにニーズを把握し、出来る限り対応に努めます。
- ・男女ではニーズに違いがあることから、双方のニーズ把握に努めます。

11 ボランティアの受入れ

市災害対策本部は、ボランティアの受入窓口を設置できるスペースを早急に確保し、避難所等でのボランティアの需給調整等を図れるよう、ボランティアセンターの開設について、ボランティアや社会福祉協議会等を支援します。

- ・支援方法は、ボランティアが自由に使用できるスペースの確保や、避難所や被災者から求められるボランティアの派遣・あっせんに迅速かつ的確に対応できるよう情報伝達ルートを確保するといったことが必要です。

《災害ボランティアの活動分野及び内容の例（専門的な分野）》

活動分野	活動内容
救急・救助ボランティア	被災者の救急・救助活動その他避難誘導等の支援
医療ボランティア	発災後の医療活動や病院等での医療支援活動
介護ボランティア	避難所等での介護を要する災害時要援護者への対応、一般ボランティアへの介護指導等
手話通訳ボランティア	避難所等での聴覚障がい者の通訳
建物判定ボランティア	建物の崩壊、外壁落下等の危険度調査、建物使用の可否の判定
輸送ボランティア	要員、資機材、義援物資等の輸送
ボランティア・コーディネーター	被災地でのボランティア活動の指導・調整等

12 地域の防災拠点機能

「地域の防災拠点」として位置付けた避難所では、生活に支障を生じている全ての被災者にサービスを提供します。

- ・水・食料・生活物資の提供、健康の確保、衛生的な環境の提供、情報の提供・交換・収集といった機能は、在宅被災者にも、必要に応じて公平なサービス提供が必要です。

《地域の防災拠点における活動例》

事 項	活 動 内 容
水・食料・生活物資の提供	・在宅被災者の水・食料・生活物資の需要把握、配布及び配布等のルール作り
健康の確保	・巡回健康相談、医療救護班活動、健康対策物資の配布等の保健救護活動
衛生的な環境の提供	・地域の清掃、ごみ出し、トイレ・洗面所等の使用のルール作り ・室内空気環境の管理（温度・湿度の測定、換気の実施）
情報の提供・交換・収集	・災害時要援護者をはじめとする在宅被災者の状況、支援ニーズ等の把握 ・広報刊行物等の配布、掲示板等による情報伝達 ・各種の生活相談等の実施 ・各種手続き等の受付
心のケア	・被災者の心のケア対策の実施
その他	・地域の防犯・防火パトロールの実施等

13 帰宅困難者への対応

昼間等に突発的な大規模災害や事故が発生した場合、市街地や観光地等では、交通機

関や道路の不通等により、通勤・通学者や来訪者の中で、帰宅が困難となる人が多数発生すると予想されます。

(1) 緊急避難的な保護

帰宅困難者への対応は、原則として通勤・通学・来訪等の目的地である事業所等が責任を持って行うべきですが、帰宅困難者が多数駅等に滞留した場合、市もこれを緊急避難的に保護する必要があります。

- ・ 主要な駅等には多数の帰宅困難者が滞留するおそれがあるため、そのような施設がある地域では、事業所等と連携して、避難所又は一時的な休息場所を付近に確保し、情報や飲料水等を提供します。

(2) 帰宅困難者の移送

交通機関が代替輸送する場合、帰宅困難者の移送（案内・誘導等）対応を行います。

- ・ 鉄道、バス等の事業者が代替輸送する場合、事業者の実施する帰宅困難者の案内、誘導について、必要に応じて事業者等と連携しながら対応します。

14 避難所の統廃合・撤収

(1) 方針の周知

- ・ 避難所は、「ライフラインの復旧、流通の回復、住まいの確保」ができた段階で撤収する方針であること及び撤収時期を出来るだけ早く示すこと^で、自立の目標を避難者に持ってもらうことが大切です。

(2) 避難スペースの集約、避難所の統廃合

避難所内の過密状況が解消された後は、各避難所内の避難スペースの集約、地域ごとの避難所の統廃合を進めます。

- ・ 可能な限り早期に、避難者の理解を得ながら、施設内、避難所間を統廃合します。
- ・ 避難所となった学校は、教育再開のために教室の復旧を優先します。
- ・ 民間施設や追加指定した公共施設等を優先的に廃止します。
- ・ 最終集約する施設は、学校以外の施設（市立体育館、文化施設等）とします。
- ・ 統廃合には、地域のコミュニティや避難所で形成されたコミュニティの維持に配慮が必要です。
- ・ 避難者に移動を要請する場合、ボランティア等の協力を得ながら移動や荷物の運搬等の支援を実施します。

(3) 個別相談の実施

- ・ 避難者は、個別事情、悩み等を抱えているため、個別に親身になって相談にのり、心のケア、リフレッシュ対策等も行いながら、自立を支援します。
- ・ 自ら居住場所を確保できない避難者が長期間避難所に滞在するため、住宅確保対策が

避難所の撤収に向けて極めて重要です。

このため、応急仮設住宅や公営住宅のあっせん、応急住宅修理等個別の相談を実施しながら住宅の確保を図ります。

- ・災害で仕事を失い、生活の見通しが立たない避難者等も想定されることから、雇用等に関する相談等も必要です。

第4章 地域住民による避難所の運営

1 避難所運営組織の事前措置

避難所運営は市が行うことを想定しています。しかし、阪神・淡路大震災では、市町村主体の避難所運営は難しいこととともに、住民が避難所運営に関わることで、円滑な運営や被災者の自立促進等のために必要であることも明らかとなりました。

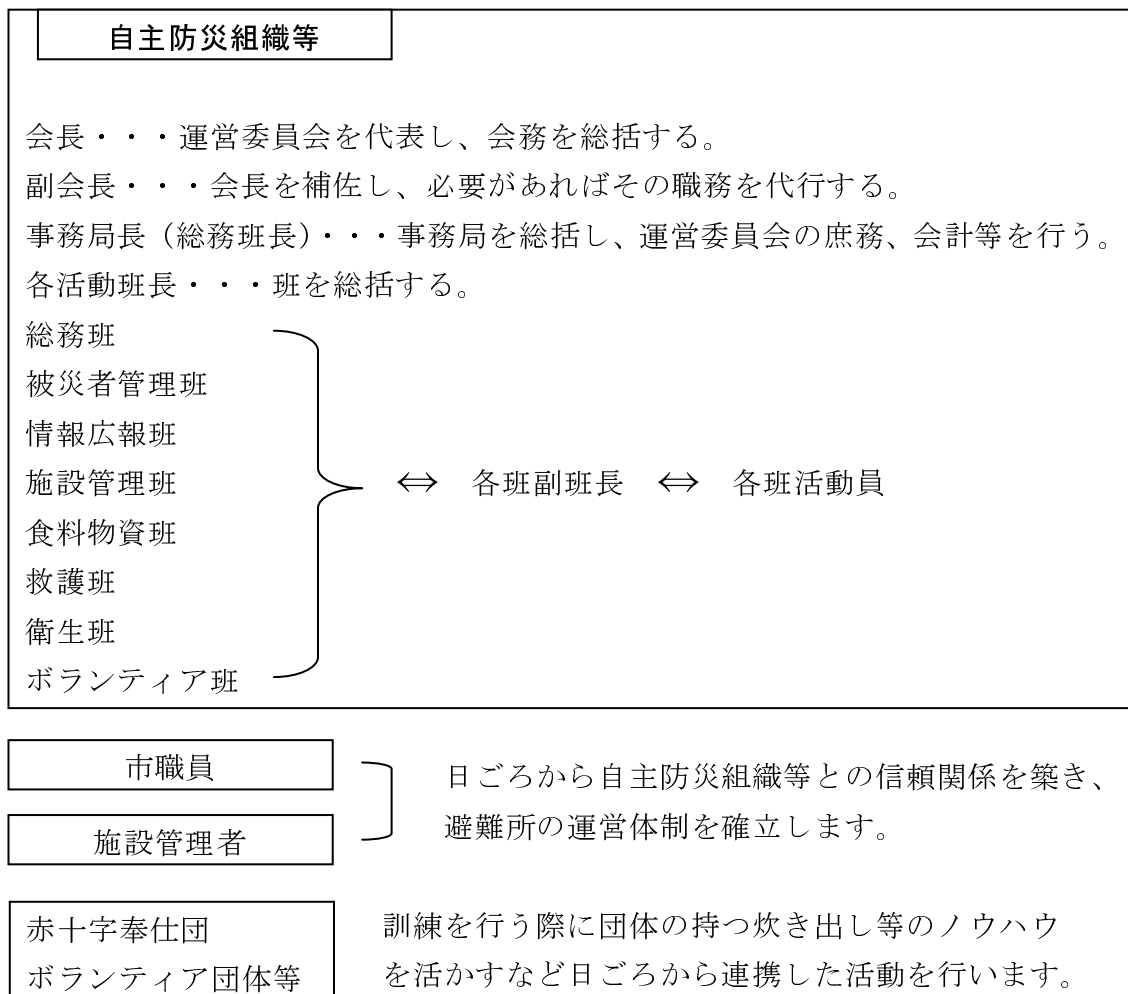
そこで、大規模地震発生時には住民（避難者）が、避難所を一定期間、臨時の生活拠点として利用することを前提に、避難所が避難者にとって秩序のとれた生活拠点として機能するよう、事前に避難所を運営する組織として、「避難所運営委員会」を設置すること等により、避難所の自主運営体制の確立を図ることが望ましいと考えられます。

2 避難所運営委員会の組織構成

避難所運営委員会は次の関係者等で組織します。

- ・自治会、町内会、自主防災組織（以下「自主防災組織等」という。）の代表者等
- ・市職員
- ・施設管理者
- ・地域の赤十字奉仕団、ボランティア団体、地元企業等

《避難所運営委員会の例示》



3 避難所運営委員会の役割

避難所運営委員会の役割は、時間の経過とともに記載すると次のとおりです。

《初動期》

災害直後の混乱の中で、避難所の開設・運営に必要な業務を行う期間です。

(1) 施設の解錠・開門

避難所は、市長が要否を判断し、原則として市職員が、施設管理者の協力を得て開設しますが、市職員、施設管理者が共に不在で、かつ緊急の場合、運営委員会が管理する鍵で解錠・開門し、避難所に集まった委員会のメンバーを中心に開設準備します。

(2) 避難所の開設準備

避難所に集まった委員会のメンバーを中心に、早急に次の業務にとりかかります。その際、震災の場合は建物の安全確認が必要なので、住民が自主的に避難するのは、施設敷地内（校庭等）にとどめ、建物内への立入は、市職員及び施設管理者の到着を待ちます。なお、震災以外で明らかに建物が安全な場合は避難者の収容を優先します。

① 開設方針の確認

市災害対策本部から開設指示が出ているかといった開設方針の確認をします。

② 開設準備への協力要請

避難者に対して、当面の運営協力を呼びかけます。

③ 施設の安全確認

建物が危険でないか点検を行います。

④ 避難所運営用設備等の確認

電気、水道といった設備や、電話、事務用品、パソコンといった機器等の使用可否を確認します。

⑤ 避難者の安全確保

施設の安全が確認されるまで、避難者に、施設敷地内（校庭等）での待機を呼びかけます。

⑥ 機材・物資の確認

備蓄倉庫等にある機材・物資等の状況を確認します。

⑦ 居住組の編成

「居住組」とは、部屋単位等で避難者をいくつかに分けた「組」のことで、原則、世帯を一つの単位とします。居住組の編成では、血縁関係や居住地域を考慮し、観光客などもともと地域内に居住していない避難者はまとめて編成します。

⑧ 避難所利用範囲等の確認と周知

避難所として利用できる範囲を確認し、避難者へ周知します。

⑨ 利用室内の整理・清掃

破損物等の片づけ等を実施します。

⑩ 受付設置

避難者の受付を設置します。

⑩ 避難所看板設置

避難所を開設したことを被災者や地域に周知するため、看板を設置します。

(3) 避難者の受入れ、名簿登録

施設の安全が確認され、開設準備が整い次第、避難者を施設内へ誘導します。

その際、受付で避難者名簿に氏名・住所等を記入してもらいます。大人数が集中した場合、記入は事後でもやむを得ませんが、出来るだけ早く基礎的な内容だけでも記入してもらう等、早期の把握に努めます。

(4) 市災害対策本部への報告（第1報）

避難所を開設したら、速やかに市災害対策本部に報告します。その際、知りうる範囲で地域の被災状況、避難者の数や状況等も併せて報告します。

(5) 地域住民への周知

避難所を開設したことを、地域の住民に周知・広報します。

《展開期》

災害発生後2日目から約3週間程度までの期間で、避難者にとっては、避難所での仕組みや規則に従った日常性を確立する時期です。

(6) 居住組の代表選出

災害直後の混乱が落ち着いたら、本格的な避難所運営体制づくりに取りかかります。

各居住組では、組長と各活動班へ参加する代表者を決めます。組長等はできるだけ交替制とするなど、特定の個人に負担が偏らないように注意します。

(7) 各活動班の設置

各居住組から選出された代表者により以下の活動班を組織します。

- ① 総務班 ② 被災者管理班 ③ 情報広報班 ④ 施設管理班
- ⑤ 食料物資班 ⑥ 救護班 ⑦ 衛生班 ⑧ ボランティア班

(8) 避難所運営会議の開催

市災害対策本部との連絡調整事項や、避難所内のルールの決定・変更、問題への対処等、避難所運営を円滑に進めるため、毎日時間を定めて1回以上会議を開催します。

(9) 避難所内での場所の移動

避難者の増減など、状況変化により、避難場所の移動が必要な場合、避難者の了解を得て、部屋の統廃合等、避難場所の移動を行います。また、開設直後から、避難所内で

場所移動を要請する必要があることを周知します。

《安定期》

災害発生後3週間以降の期間で、生活に落ち着きが戻り、長期化に伴って被災者の心身の抵抗力が低下する時期でもあります。また、被災者の多様化するニーズに、柔軟な対応が必要とされる期間です。

(10) 避難所運営会議の開催

避難所内の状況を把握し、出席者相互の意見交換を行い、必要事項を協議・決定するなど、引き続き会議を開催します。

(11) 活動班の再編成

避難者の減少により、避難所の規模が縮小するなど、状況変化があった場合、適宜、班員の交代や、班の再編成を行います。

(12) 避難所内での場所の移動

避難者の減少や学校の再開など、状況変化があった場合、避難者の了解を得て、部屋の統廃合や避難場所の移動を行います。

《撤収期》

ライフラインが回復し、被災者にとって本来の生活が再開可能となるため、避難所生活の必要性がなくなる期間で、避難者の生活再建、避難所施設の本来業務の再開に向けての対応が必要です。

(13) 避難所運営会議の開催

避難所閉鎖について、避難者の合意形成を行い、適切な残務整理を進めます。

(14) 避難所の撤収

避難者の合意が形成され、運営業務の残務整理を終えたら、避難所の運営に関する記録、使用した台帳等を整理し、市災害対策本部に引き継ぎます。

また、使用した施設は、元に戻し清掃をした上で、避難所を撤収します。

《平常時の活動》

災害時に円滑に避難所運営を行うためには、平常時における事前の準備と体制づくりが必要です。具体的には、次のような活動が考えられます。

(1) 避難所運営マニュアルの作成

各避難所の実状に応じたマニュアルを作成します。

(2) マニュアルに沿った訓練の計画的実施

運営委員会が円滑に運営できるよう、また住民の防災意識を高めるため、訓練を計画的に実施し、課題があれば随時マニュアルを見直します。

(3) 避難所の鍵の管理

緊急避難に備え、運営委員会の判断で避難所を開設できるよう、あらかじめ鍵の管理方法を決めておきます。

(4) 施設の点検方法の確認

避難所の安全性は、応急危険度判定士が判定しますが、市職員や施設管理者不在時に施設内への避難が必要な場合、運営委員会が目視で施設を点検する場合があります。そのため、その点検方法を事前に確認しておきます。

(5) 避難所でのルールの作成

避難所生活をよりよくするため、避難所の共通ルールを作成し、住民に周知します。

(6) 防災に関する意識啓発、啓発活動の実施

各自治会等の自主防災活動が円滑に行えるよう、必要に応じて支援・協力します。

4 居住組の役割

「居住組」とは、部屋単位などで避難者をいくつかに分けた「組」のことです。

(1) 組長（代表者）の選出

組長は、組員の人数確認等を行うと同時に、組員の意見をまとめて運営会議へ提出する役割を担います。組長は、適宜交代します。

(2) 副組長、各活動委員の選出

各活動委員は、居住組の代表として避難所運営のための諸活動の中心となります。

副組長、活動委員は、適宜交代します。

(3) 当番制の仕事

公共部分の清掃、炊き出し、生活用水の確保等、避難所での仕事は当番制とします。

5 総務班の役割

【災害時の活動】

(1) 市災害対策本部との調整

市災害対策本部との連絡調整の窓口となり、連絡調整事項の把握、整理等をします。

連絡調整事項は、避難所運営会議での協議が前提ですが、急を要する場合、各活動班の班長等と協議し、運営会議で事後報告するなど臨機応変に対応します。

(2) 避難所レイアウトの設定・変更

大勢の人が共同生活を円滑に行えるよう、災害発生時間・被害状況・避難状況に見合った避難所レイアウトを早期に設定します。

(3) 防災資機材や備蓄品の確保

救出や救護に必要な資機材を確保します。

(4) 避難所の記録作成

避難所運営会議の内容や避難所での活動等を記録します。避難所内の情報を記録することは、教訓を得るためにも有用な資料となります。

(5) 避難所運営委員会の事務局

避難所運営委員会の運営、会議の開催準備等、事務局としての機能を果たします。

(6) 取材への対応

避難所によっては、各種報道機関の取材や調査への対応を求められることがあります。

混乱を避けるため、避難所代表者が次の事項に留意して対応します。

- ・取材への基本的な対応方針について、運営会議で検討し決定します。
- ・避難者の居住空間や生活空間の見学・取材は原則禁止します。
- ・取材者の身分を確認し、避難所の見学には必ず班員が立ち会います。

(7) 地域との連携

大規模災害時には、電気・ガス・水道といったライフラインが停止するため、自宅が被害をまぬがれた世帯でも、食事や物資が調達できない場合があります。災害直後は、これら在宅被災者へも、食料・物資の提供等が地域の防災拠点としての避難所で行われるため、在宅被災者の数や必要な支援物資等の情報を把握するため、避難所開設に関する広報活動時等に、在宅被災者に対して、避難所への申し出を呼びかけ、地区ごとの組織を作るよう働きかけます。

《平常時の活動》

(1) 避難所のレイアウトの検討

避難所として使用できる場所と出来ない場所を把握した上で、避難所のレイアウトを定めておきます。

(2) 備蓄品、備蓄倉庫の管理・点検

日ごろから、防災資機材等の機能点検等を行います。

(3) 在宅被災者の把握方法及び組織作り方法の検討

在宅被災者にも避難所へ申し出ることを呼びかける等、在宅被災者の状況を把握する方法や、申し出のあった在宅被災者に組織作りを促す方法を定めておきます。

(4) 報道機関の取材への対応方法の検討

取材を許可するか否か、許可した場合の対応は、運営会議で決定する必要がありますが、取材を許可した場合の受付方法や注意事項等を検討しておきます。

6 被災者管理班の役割

【災害時の活動】

(1) 避難者名簿の作成、管理

名簿の作成は、避難所を管理する上で、最初に行うべき重要な仕事であり、安否確認、物資や食料の全員への効率的・安定的な供給、避難者の状況や災害時要援護者を把握するために不可欠です。迅速かつ正確に作成するとともに、個人情報取り扱いには十分注意が必要で、実施すべき事項は次のとおりです。

- ・ 避難者名簿の作成、整理、更新
- ・ 退所者・入所者の管理
- ・ 外泊者の管理

(2) 安否確認情報等問い合わせへの対応

被災直後は、安否確認の電話や来訪による問合せが避難所へ殺到し、様々な人の出入りが予想されるので、避難者のプライバシーと安全確保のため、外来者等の受付を一本化し、避難所内に避難者以外の人がむやみに立ち入ることを規制します。

安否確認には、原則本人の同意を得た上で、作成した避難者名簿により迅速に対応できるようにし、外来者の受付では、安否確認、避難者への伝言受付等の対応をします。

(3) 郵便物・宅配便等の取次ぎ

避難者あての郵便物等は、かなりの量となることが予想されます。迅速かつ確実に受取人に手渡すための仕組みづくりが必要です。

《平常時の活動》

(1) 避難者名簿の作成方法の検討

災害発生時間・被害状況・避難状況によって、名簿の作成をどのように行うのか決めておきます。

(2) 安否確認等の問い合わせへの対応方法の検討

電話での問合せや来訪者への対応、避難者へ伝言を残す方法等も決めておきます。

(3) 郵便物等の取次ぎ方法の検討

避難者あての郵便物等の受付や受取人へ配付する方法等を検討しておきます。

7 情報広報班の役割

【災害時の活動】

(1) 情報収集

通信手段が絶たれた状態がしばらく続くため、情報の錯綜が予想されます。被災者が必要な情報を収集するには、自ら行政機関へ出向いたり、他の避難所と連絡を取るなどの必要があります。情報収集に関する留意点は次のとおりです。

- ・ 関係機関等に直接連絡を取り、必要な情報を収集します。
- ・ 定期的に、市災害対策本部や支所等に出向き、公開されている情報を収集します。また、避難所に派遣されている市職員や関係機関の職員からも情報を収集します。
- ・ 他の避難所と情報交換します。
- ・ テレビ、ラジオ、新聞、ホームページなどのメディアから情報を収集します。
- ・ 収集した情報は、内容を確認した上で整理します。

(2) 情報発信

避難所の状況を正確かつ迅速に外部に伝達することは、適切な支援を受けるために非常に重要です。また、避難所として地域の被害情報等を発信することで、市災害対策本部は被災地全体の被害状況をより詳しく把握できます。情報発信の窓口を一本化し、避難所から発信した情報を整理記録します。

(3) 情報伝達

正確で新しい情報を避難者全員が共有することは非常に大切です。収集した情報を効率よく、かつ漏れのないように避難者に周知するため、次の点に留意して実施します。

- ・ 避難所内での情報伝達は、原則文字情報（張り紙等）とし、必要に応じて構内放送等を併用します。
- ・ 避難者や在宅被災者に市災害対策本部等からの情報を伝達するための「広報掲示板」と避難所運営用の「伝言板」を作成し、掲示する情報の管理を行います。
- ・ 情報の周知は、文字を大きくする、ふりがなを付ける等、誰にでもわかりやすい方法を工夫し、掲示とは別手段での伝達が必要な避難者へは、個別対応などが必要です。
- ・ 重要情報は、避難所運営会議で各組長を通じての伝達等、確実に伝達します。
- ・ 避難者個人あての連絡用として伝言箱等を設けるなどの工夫も必要ですが、同時にプライバシーの確保に留意することが必要です。

《平常時の活動》

○ 情報収集、情報発信、情報伝達の方法の検討

災害時に使用可能な通信手段等を把握し、情報の収集・発信・伝達方法を、避難所の状態等も想定しながら検討しておきます。

8 施設管理班の役割

【災害時の活動】

(1) 避難所の安全確認と危険箇所への対応

二次災害の防止のため、早急な施設の安全管理と危険箇所への対応が必要です。

- ・ 建築物応急危険度判定士による施設の判定を受けます。
- ・ 危険箇所への立ち入りは厳重に禁止し、修繕等の安全対策が必要な場合は早急に施設管理者に修繕を要望します。
- ・ 余震等に備え、避難方法・経路、屋外の避難場所等を決定し、避難者に伝達します。

(2) 防火・防犯

大規模災害時には、被災地の治安悪化も考えられ、集団生活では火災等の危険も増大するため、防火・防犯への留意を避難所内外へ呼びかけることが必要です。

- ・ 避難所内での火気の使用場所を制限し、取扱いに注意するよう周知します。
- ・ 夜間の当直や見回り制度を設け、巡回・パトロール等を実施します。

《平常時の活動》

(1) 危険箇所への対応手段等の準備

危険箇所への立入禁止の方法を検討し、必要な資機材（ロープ等）を準備します。

(2) 防火・防犯に関する避難所での留意事項の検討

避難所内での火気の手扱いを許可する場所の選定や、避難所内外での防火・防犯に関して留意すべき事項を検討しておきます。

(3) 巡回・パトロール方法の検討

実施体制や特に夜間の実施方法等を検討します。

9 食料物資班の役割

【災害時の活動】

(1) 食料・物資の調達

大規模災害直後は食料の十分な配付が困難と予想されます。避難所では、市災害対策本部へ避難所の場所、避難人数や必要な食料・物資等を速やかに報告し、食料・物資の

調達を要請します。

- ・状況が落ち着けば、避難者のニーズを把握しながら食料・物資等の要請をします。
- ・食料や物資等の要請は、将来的な予測をたてながら実施します。

(2) 炊き出し

市災害対策本部から食料等が支給されるまでの間、避難者自らが行う炊き出しは、食料確保に重要な役割を担います。調理施設等が衛生的に利用でき、かつ防火等の安全対策が確保できる場合、避難者等で協力しながら炊き出し等を実施します。

(3) 食料・物資の受入れ

市災害対策本部等から届く食料や物資等の受入れには、多くの人手を必要とします。当番制等によりできるだけ多くの人々の協力を得ながら、物資等を搬入します。

(4) 食料の管理・配布

避難所に支給された食料やその在庫の管理・把握は、避難所の運営に必須です。特に災害発生直後の状況下では、食料が十分に行き届かないことも十分想定されるため、食料の在庫等を常に把握し、計画的に使用することが必要となります。

(5) 物資の管理・配布

避難所に支給された物資の在庫状況の管理・把握は、避難所の運営に必須です。物資の在庫や状態を把握することで、避難者のニーズに迅速に対応でき、使用の状況を見ながら、不足物資の支給を効率よく要請し確保することも可能となります。

《平常時の活動》

(1) 必要食料・物資の把握方法の検討

市災害対策本部から食料・物資等の支給を受けるには、避難者数の早急な把握が必要なため、総務班・被災者管理班と連携して避難者数の把握方法等を検討しておきます。

(2) 炊き出し訓練の実施

炊き出しのノウハウを持つ地域の赤十字奉仕団等と実践訓練を実施します。

(3) 食料・物資の受入・管理・配布方法等の検討

避難所での食料・物資等の受入れやその管理・配布は、多くの人手とともに、効率よく実施することが必要なため、その方法等を検討します。

(4) 食料等の備蓄についての地域住民への啓発活動

市災害対策本部等から食料・物資が届くまでのつなぎとして、最低3日分の水や食料等を各家庭でも確保しておくよう、機会をとらえて啓発します。

10 救護班の役割

【災害時の活動】

(1) 救護・介護活動の実施

災害時に、全ての避難所に救護所が設置されるとは限らず、救護所の設置が遅れる場合も予想されるため、避難所においてできる範囲で病人やけが人の救護等に当たるとともに、要援護者の介護を行っていくことが必要です。

- ・ 近隣の救護所、医療機関等の開設状況を把握します。
- ・ 避難所に医務室やそのためのスペースを設け、医薬品の種類や数量等を把握します。
- ・ 総務班や被災者管理班と協力して、避難所内の疾病を有する避難者や介護・介助等が必要な避難者を把握します。
- ・ 心身に衰えのある高齢者など避難所での生活が困難な人は、施設や病院への収容を要請することも必要となります。

《平常時の活動》

(1) 応急救護方法の習得と啓発

避難所等において、できる範囲で病人・けが人の治療に当たれるよう、応急救護方法の習得と啓発を行います。

(2) 救急用品の実態把握

避難所内にある医薬品の種類・数量等を事前に把握しておきます。

11 衛生班の役割

【災害時の活動】

(1) ごみに関すること

避難所では、多くの避難者が生活するとともに、ライフラインの寸断等により、大量のごみが発生します。また、特に災害直後は、ごみの収集も滞ると予想されます。

- ・ 避難所敷地内の屋外に、ごみ集積場を設置します。
- ・ ごみの集積に当たっては、分別収集を徹底し、ごみ集積場を清潔に保ちます。
- ・ ごみの早期回収を市災害対策本部に要請します。

(2) 入浴等に関すること

避難者が公平かつ快適に入浴等の機会を得られるようにする必要があります。

- ・ 仮設風呂やシャワーが設置されたら、当番を決めて定期的に清掃を行います。
- ・ もらい湯を奨励します。
- ・ 近隣の銭湯や宿泊施設等の営業状況等を把握し、避難者へ伝達します。

(3) トイレに関すること

ライフラインが寸断され、水が自由に使用できない状況下では、トイレの確保が深刻な問題となります。避難者の人数に応じたトイレを確保し、その衛生状態を保つことは、避難所運営において重要です。

- ・トイレの使用可能状況を調査します。
- ・トイレ用水の確保にあたります。
- ・トイレの衛生管理には十分注意を払い、当番を決めて定期的に清掃を行います。
- ・仮設トイレや簡易トイレの供給を、市災害対策本部に要請します。

(4) 清掃に関すること

避難者全員が、避難所内を清潔に保つことに心がけることが必要です。

- ・共有部分の清掃は、居住組を単位として当番制により、交代で清掃を実施します。
- ・居住部分の清掃は、毎日1回以上、時間を設けて実施するよう呼びかけます。
- ・清掃に必要なほうきやぞうきん等の用具の確保に努めます。

(5) 衛生管理に関すること

ライフラインが停止し、必要な物資も不足する中での避難所では、衛生的な環境の確保が困難と想定されます。疾病や食中毒等を予防し、衛生的な環境を確保するため、衛生管理には十分な注意を払うことが必要です。

- ・手洗い用の水を早期に確保して「手洗い」を徹底します。
- ・食器等の衛生管理を徹底します。
- ・風邪等の感染症がまん延しやすくなるため、衛生的な環境確保とともに、室内の温度や湿度・通気等にも配慮するなど、十分な予防策を講じます。

(6) ペットに関すること

災害が発生すると、ペットも生活の場を失います。避難所で人間とペットが共存するには、一定のルールを設け、避難者間でトラブルとならないよう注意が必要です。

- ・原則として、避難所の居住部分へのペットの持ち込みは禁止します。
- ・原則として敷地内の屋外（余裕のある場合には居住部分とは別の部屋内も可）にスペースを設け、その場で飼育します。
- ・飼育にあたっては、原則としてペットの所有者の責任で衛生面の確保等を図ります。

(7) 生活用水の確保に関すること

災害時に生活用水を確保することは、非常に重要な役割となります。水の確保は非常に労力を要する仕事なので、被災者全員が協力して対応するようにします。

- ・避難所で使用する水は、用途に応じて明確に区分して使用します。
- ・飲料・調理用、手洗い・洗顔・歯磨き・食器洗い用、風呂・洗濯用、トイレ用に区分

して水を確保します。

《用途別の生活水の使い方の例》

用途 水の種類	飲料用 ・ 調理用	手洗い・洗顔 歯磨き 食器洗い用	風呂用 ・ 洗濯用	トイレ用
飲料水（ペットボトル）	◎	○		
給水車の水	△	◎	○	○
ろ過水	△	◎	○	○
プール・河川の水	×	×	△	◎

（凡例）◎最適な使用方法 ○使用可 △やむを得ない場合のみ使用可 ×使用不可

《平常時の活動》

(1) 衛生管理に関する知識の習得と啓発

風邪や感染症、食中毒等の予防など集団生活での衛生管理に関する知識の習得を啓発します。

(2) ごみ、風呂、トイレ等の設置、管理方法等の検討

ごみ集積場、仮設風呂、仮設トイレ等の設置場所を検討するほか、ごみの分別収集・処理方法、風呂やトイレの利用ルール等も検討しておきます。

(3) ペットの管理方法の検討

所有者と避難者間のトラブルが生じないように、ペットの飼育場所や管理方法、ペットを持ち込む場合のルール等を検討しておきます。

12 ボランティア班の役割

【災害時の活動】

(1) ボランティアの受入れ

大規模災害時には、避難所等へ多数のボランティアが駆けつけると予想されます。頼りすぎないように留意しながら、ボランティアに協力を仰ぎ、避難所を効率よく管理・運営することが必要です。

- ・避難所運営でマンパワーが必要な部分は、市災害対策本部を通じて、ボランティアセンター等にボランティアの派遣を要請し、必要に応じて支援を受けます。
- ・ボランティアにどのような協力・支援を求めるかは、運営会議で検討します。

(2) ボランティアの管理

ボランティアの避難所への出入りや活動状況を把握するとともに、相談窓口の設置や

巡回相談を実施し避難者のニーズ把握に努めます。

《平常時の活動》

(1) 地域ボランティアへの協力呼びかけや体制づくり

地域のボランティア団体等へ避難所運営に関する協力を呼びかけるとともに、連携体制等を検討します。

(2) 一般ボランティアの受入れ、管理方法の検討

地域のボランティア団体等と連携して、避難所でのボランティアの受入れ方法や管理方法を検討しておきます。